

人の暮らしを支えるまち

重点目標 1

快適な暮らしを
営むために

個別目標 1 交通の利便性の向上 134

個別目標 2 潤いある居住環境の創出 138

- 1 良好な都市景観の形成
- 2 公園・緑地の整備
- 3 住まいづくりの推進

個別目標 3 快適な都市基盤の整備 144

- 1 上水道の整備
- 2 高度情報都市の実現

個別目標 4 離島牛島の振興 148

重点目標 2

自然を守り育むために

個別目標 1 自然との共生 150

個別目標 2 環境の保全 154

- 1 生活環境の保全と循環型社会の構築
- 2 下水道の整備

重点目標 3

安全な暮らしを
守るために

個別目標 1 災害に強いまちづくりの推進 160

- 1 地域防災対策の推進
- 2 消防力の整備・充実

個別目標 2 安全な地域社会の構築 166

- 1 地域安全活動の推進
- 2 交通安全の推進

個別目標 3 消費生活の向上 170

重点目標 4

優れた価値を
生み出すために

個別目標 1 魅力あふれる農林水産業の振興 172

- 1 農業の振興
- 2 林業の振興
- 3 水産業の振興

個別目標 2 活気ある商工業の振興 178

- 1 商業・サービス業の振興
- 2 工業の振興

個別目標 3 働く環境の充実 182

重点目標 5

地域の魅力を
活かすために

個別目標 1 魅力を活かした地域活性化 184

- 1 地域資源を活かした観光振興
- 2 交流と定住のまちづくり

施策の大綱 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ～基本構想より～

「まち」は、そこに生まれ、暮らし、集い、訪れる様々な人々が生き生きとした生活を送るための人生の舞台であり、市民一人ひとりの暮らしを支える重要な基盤です。

恵まれた自然環境と充実した都市基盤とが共生するまち光市に暮らす私たちは、全ての市民が人生の様々なライフステージにおいて、安全で快適さを心から享受できる魅力あるまち、すなわち、住む、憩う、働くといった人が人らしく暮らしていくことができる都市本来の機能と自然とが調和したまちづくりを進めます。

私たちは、ふるさと「光市」に愛着と誇りを持ち、その名に相応しい有位性を活かしたまちづくりを進めるとともに、光ブランドイメージの創出と全国へのアピールに努めます。

重点目標1 快適な暮らしを営むために

道路や住宅、公園などの都市基盤は、市民が快適な生活を営むとともに、経済活動や交流の活性化など、都市の発展の礎となる重要な役割を果たすものです。

私たちは、都市の発展の基本となる道路・交通体系などの基盤整備と市民生活に密着した居住環境の整備を進めるとともに、自然や歴史、そして人々の営みにより形成された光市にしかない都市景観を創出していくことにより、都市の魅力を高め、市民の暮らしを支えます。

また、厳しい財政状況の中、充実した都市基盤を活かしながら、選択と集中の観点から施策の重点化を図るとともに、市民一人ひとりの自覚と協働により、自らのまちとして愛着を持って、美しく暮らしやすい快適な居住環境の創出に努めます。

重点目標2 自然を守り育むために

私たちは、生態系の一員として、自然に育まれ限りない恩恵を受け、豊かで潤いのある生活を営んできましたが、長年にわたる人類の経済活動の結果、環境破壊や地球温暖化など、生態系そのものが崩壊の危機に瀕しています。

こうした中、本市では、かけがえのない豊かな自然環境を守り育て、次世代へと引き継いでいくため、平成18年3月、自然敬愛都市宣言を行いました。

海・山・川に抱かれた水と緑のまち光市に暮らす私たちは、この自然敬愛の精神を一人ひとりが心に刻み、ともに考え、ともに実践することにより、自然環境の保全や資源の再循環を基調とした取組みを進め、自然と人の営みとが共生できるまちづくりを進めます。

重点目標3 安全な暮らしを守るために

地震や台風などの自然災害、様々な事件や事故、食品の安全性や消費者問題など、市民の安全と安心を脅かす問題が多発しており、市民が安心して生活できる総合的な取組みが求められています。

安全と安心の確保には、市民一人ひとりや地域での取組みが不可欠であることから、地域における自主防災組織や防犯ボランティア等の設立を促進し、市民、地域と行政とが一体となった取組みを進めるとともに、ハード・ソフト両面からの総合的な対策を展開することにより、日々の暮らしの安全性を高め、ゆとりとやすらぎのある生活が実感できるまちづくりを進めます。

重点目標4 優れた価値を生み出すために

活力ある産業は、人々に豊かな暮らしをもたらし、安心できる確かな未来へと繋げていくための重要な基盤であり、都市の発展の礎となり、都市に賑わいと活力をもたらすものです。

商業・サービス業をはじめ、鉄鋼・薬品といった基幹工業を中心とした地域産業の振興を図るとともに、医療・福祉関連産業等を含めた企業誘致、起業家支援など、官民一体となった総合的な産業活性化対策と雇用の促進、並びに勤労環境の向上に努めます。

また、農林水産業においては、環境整備や後継者育成を進めるとともに、安全な食材の提供やブランド化を推進することにより、付加価値の増大を図り、個々の生産者が誇りと生きがいを感じながら働くことができる地域密着型産業の育成を進めます。

重点目標5 地域の魅力を活かすために

地方分権を背景とした都市間競争が激化する中、都市が選ばれる時代へと変化しつつあり、都市本来の機能はもとより、その地域にしかない魅力や有位性、言い換えれば都市のブランドイメージを確立し、伸張していくことが必要です。

私たちのまち光市は、優れた自然景観や歴史・文化と都市機能が共生した暮らしやすいまちであるとともに、他に類のない「光」という素晴らしい地域ブランドを有しています。

私たちは、こうした有形・無形の有位性を最大限に活用したまちづくりを進めるとともに、選ばれる都市となるよう、行政と市民と事業者とが一体となって、「光ブランド」という新たな都市イメージの確立と市内外への情報発信により、観光振興をはじめとする地域の活性化や交流・定住人口の増大に取り組めます。

重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標1 交通の利便性の向上

基本方針

産業経済活動や日常生活における利便性の確保など、地域の持続的な発展を促進するため、都市計画マスタープランを策定し、広域幹線道路や地域間を結ぶ幹線道路の整備を促進するとともに、生活道路の整備に努めます。

また、公共交通機能の利用促進や交通事業者に対する支援等により生活交通の維持・確保を図り、市民の視点に立って、利用しやすい公共交通体系の確立を目指します。

10年後のまちの姿

- 幹線道路や生活道路が整備され、円滑な移動と交通の安全が確保されています。
- 都市計画道路の整備が進み、都市機能や土地利用の促進が進んでいます。
- 道路環境の改善、歩道の改良により、歩行者の安全が確保されています。
- 鉄道やバスなどの公共交通機関が充実しています。

現状と課題

道路は、都市の骨格として円滑な都市生活を支え、都市の健全な発展を促進する総合的な社会基盤であり、ライフラインや防災空間等多面的な機能を持っています。

本市における道路網は、沿岸部においては東西に走る国道188号を基幹軸として、幹線道路である主要地方道及び一般県道が放射状に配置され、さらに、都市計画道路や市道が補完しており、内陸部においては、主要地方道や市道が網状に配置されています。

年次的に整備を進めている市道虹ヶ丘森ヶ峠線については、平成17年に光大橋が開通し、国道188号のバイパス的な機能を持った道路として交通渋滞の緩和や地域経済の発展など、大きな役割を果たしていますが、瀬戸風線を含めた全線の早期の整備が求められています。

また、広域交流を促進するための広域幹線道路である国道188号や臨海部と山陽自動車道熊毛インターチェンジを繋ぐ主要地方道徳山光線、田布施方面へ繋がる主要地方道光上関線などの広域連携軸の整備と市域を環状に結ぶ地域連携軸の

整備による地域間のネットワークの構築が課題となっています。

生活道路は、防災や日照など、市民生活の向上に密接な役割を果たしており、今後は、歩行者と車の共存を図りながら、安全で安心して利用できる空間として、人にやさしい道づくりを推進する必要があります。

一方、公共交通機関であるバス・鉄道・航路は、市民の日常生活における移動手段として重要な役割を果たしていますが、利用者数が減少傾向にあり、利用促進が課題となっています。

特に、生活に密着したバス交通については、平成17年度に実施した「光市バス交通システム可能性調査事業」等を踏まえ、民間事業者等の協力を得ながら、持続可能な公共交通体系を構築するとともに、地域の足は地域で支えるという意識の醸成や環境にやさしい公共交通の利用促進を図るためにモビリティ・マネジメントの促進に努めることが必要です。

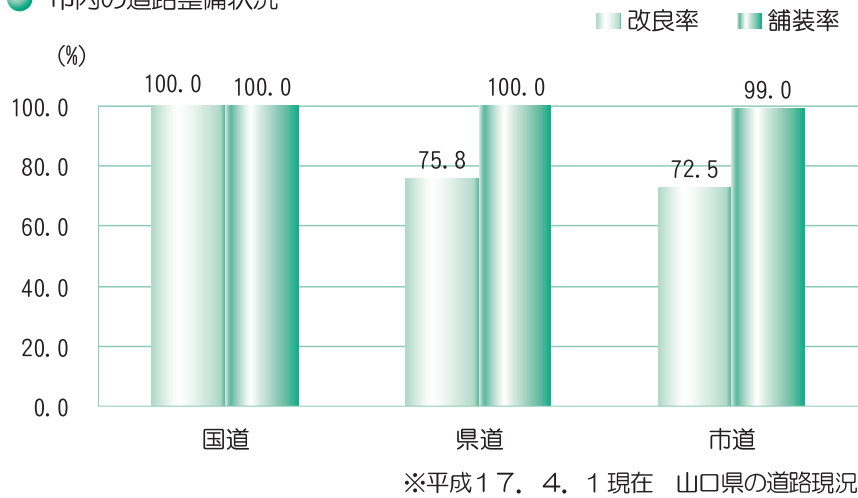
まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①道路改良率	72.5%	74.0%	75.0%
②都市計画道路整備率	69.1%	73.0%	80.0%
③「歩道の拡幅・段差の解消」に関する満足度	20.2%	25.0%	30.0%
④市内のＪＲ駅利用者数（年度、１日当たり）	3,323人	維持	維持
⑤バスの乗客数（H17.10～18.9、１日当たり）	96人	120人	130人
⑥「バス交通網の整備」に関する満足度	14.6%	20.0%	30.0%

※指標③⑥ 市民アンケート調査

指標⑤ バスの乗客数：市営バス、ぐるりんバスの乗客数

● 市内の道路整備状況



施策展開の方向

交通の利便性の向上

- ◇広域幹線道路の整備
- ◇幹線道路等の整備
- ◇生活道路の整備
- ◇公共交通機関の充実

(1) 広域幹線道路の整備

近隣都市との円滑かつ一体的な発展を促進するため、周南都市圏の骨格となる道路交通体系として、地域高規格道路(周南道路)及び光下松間道路の早期実現を関係機関に要請します。

また、主要地方道である徳山光線や光上関線、光日積線など幹線道路の整備促進に努めます。

さらに、国道188号の無電柱化推進事業等を促進することにより都市環境の整備を進めます。

(2) 幹線道路等の整備

国道188号を補完する市道虹ヶ丘森ヶ峠線及び瀬戸風線などの都市計画道路の整備を促進するとともに、一般県道光井島田線などの地域間を結ぶ県道の整備促進に努めます。

また、地域間を結ぶ補助幹線道路の整備促進に努めます。

(3) 生活道路の整備

市民が日常的に利用する生活道路については、道路の拡幅や歩道の改良など、生活者の安全性と利便性に配慮した整備に努めるとともに、道路パトロールの強化等を通じて、点検・補修など、道路施設の適切な維持管理に努めます。

(4) 公共交通機関の充実

高齢者をはじめとする交通弱者対策として生活交通を維持するため、交通事業者等との連携により、市民生活の利便性を高めるバスや鉄道などの公共交通機関の充実を図るとともに、路線の存続に向けて、利用率の向上に努めます。

また、公共交通網の結節点であるJR駅を中心に、駐車場の整備充実などを進め、交通結節機能の強化に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
都市計画マスタープランの策定	基礎調査→	策 定 →					都市整備課
幹線道路の計画的整備						→	都市整備課 土木課
虹ヶ丘森ヶ峠線、瀬戸風線の整備促進						→	都市整備課 土木課
市道、生活道などの整備						→	土木課
道路パトロールの実施						→	土木課 生活安全課
市営バスの運行						→	商工観光課
地方バス路線維持対策						→	商工観光課
駅前駐車場等の整備充実	検討→						都市整備課 企画情報課

● 道路網図



重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標2 潤いある居住環境の創出

1 良好な都市景観の形成

基本方針

地域の特性を踏まえながら、海・山・川などの自然、また、里山や田園風景、さらには、市街地や歴史的町並みなどの景観の保全と創造に向けて、市民や事業者と一体となった光市にしかない景観形成への取組みを促進し、本市の個性と魅力を次世代へと伝えていきます。

10年後のまちの姿

- 自然と都市景観が調和した、快適で潤いのある光市らしい景観が形成されています。
- 市民の景観意識が向上し、地域の特色ある町並み景観が形成されています。

現状と課題

景観は、そのまちや地域が持つ固有の自然を礎としながら、街並みや田園の風景など、時の流れを経て、人々の暮らしとともに形づくられてきたもので、生活のゆとりや潤いといった都市環境の質的向上が求められる中で、景観に配慮したまちづくりが再認識されています。

本市は、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、周防橋立と称される象鼻ヶ岬、さらには、幽玄な石城山などの優れた自然環境に恵まれるとともに、海商通りの歴史的町並みや農山村地域の田園風景など、歴史と暮らしの中で育まれた素晴らしい景観を残しています。

こうしたかけがえのない景観を後世に残すとともに、さらに快適で美しい景観を形成するため、平成17年6月1日、本市は景観法に基づく景観行政団体となり、景観づくりへの新たな取組みに着手しました。

こうした中、潤いのある景観を創出していくためには、ただ単に目に見える景色だけでなく、人々が心に映し、感じる風景にも配慮した都市景観の形成が求められていることから、今後は、画一的な観点ではなく、様々な観点から検討を加えるとともに、市民の理解を得ながら、ともに手を携えて、ふるさと光市の原風景となる魅力ある景観形成を進めていく必要があります。

こうした中、潤いのある景観を創出していくためには、ただ単に目に見える景色だけでなく、人々が心に映し、感じる風景にも配慮した都市景観の形成が求められていることから、今後は、画一的な観点ではなく、様々な観点から検討を加えるとともに、市民の理解を得ながら、ともに手を携えて、ふるさと光市の原風景となる魅力ある景観形成を進めていく必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「まちなみ・景観の整備」に関する満足度	25.8%	30.0%	40.0%
②良好な景観の形成に心がけている人の割合	—	増加	増加

※指標①② 市民アンケート調査（②は今後実施）

施策展開の方向

良好な都市景観の形成

- ◇都市景観の創出
- ◇景観形成への市民意識の高揚

(1) 都市景観の創出

景観法に基づき、自然環境や都市地域、田園地域、歴史的町並みなど、地域の特性に応じた景観計画を策定し、本市特有の景観の保全と形成の方向性を明らかにしながら、具体的な取組みを進めます。

また、特に景観の保全や誘導が必要な地域については、地域住民の理解と合意形成を図りながら、重点地区の指定などを検討することにより、良好な景観形成に努めます。

(2) 景観形成への市民意識の高揚

良好な景観形成には、行政、市民、事業者の協働関係の構築が必要であることから、計画の策定段階から市民や事業者などの参画を進めることにより、市民や事業者が主体的に良好な景観形成を進めていくための意識の高揚を図ります。

また、景観形成に関する普及啓発活動を行い、市民参加による地域の景観形成に向けたルールづくりを進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
景観計画の策定	策定→						都市整備課
建築協定の活用						→	都市整備課
市民向け景観マニュアルの作成		→					都市整備課
市民参加による景観形成の推進						→	都市整備課
電線の地中化による歩行環境の整備						→	土木課



重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標2 潤いある居住環境の創出 2 公園・緑地の整備

基本方針

緑豊かなまちづくりを進めるため、緑の基本計画を策定し、冠山総合公園をはじめとする公園・緑地等の整備充実を図るとともに、花壇コンクールの開催や緑花ボランティアの育成と活用、アダプト・プログラム（里親制度）等を展開することにより、市民や事業者と協働して緑化活動の推進に努めます。

10年後のまちの姿

- 公園や緑地の中で、人々が緑とふれあいながら、交流しています。
- 市民参加による緑化活動が図られ、家々や通りが花と緑であふれています。
- 冠山総合公園を拠点として、交流人口が増えています。

現状と課題

都市における公園や緑地は、レクリエーションなど、市民の交流やふれあいの場として、市民の暮らしに潤いとやすらぎを与える市街地における緑のオープンスペースであるとともに、災害時における避難場所や大気の浄化、良好な都市景観の形成など、重要な役割を担っています。

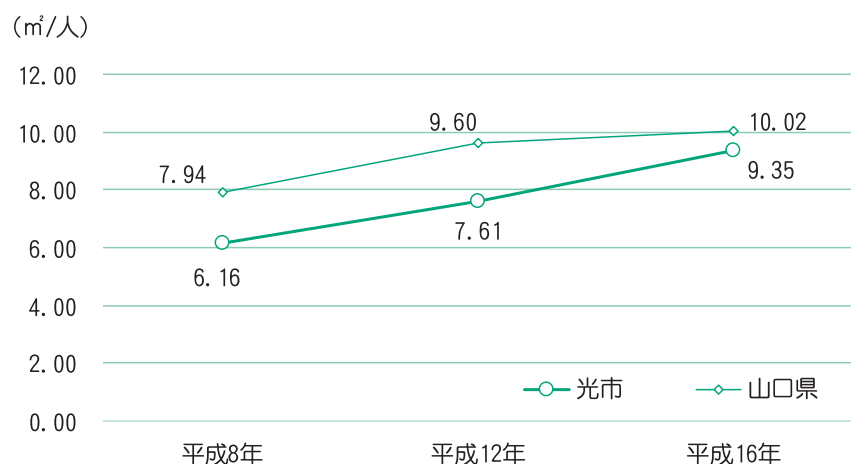
本市では、これまで多様な公園・緑地の整備や樹木・花の配布などを通して花と緑の街づくりに努めてきましたが、平成14年2月、冠山総合公園が一部完成し、市民の憩いの場として、また、レクリエーション団体、子育てサークルなどの集いの場、

さらには、健康運動の場として活用されるとともに、梅まつりの時期には、市内外から多くの人々で賑わっています。

今後は、市民の快適な居住環境を創出していくため、公園・緑地などの都市環境の計画的な整備を行うとともに、緑花ボランティアの活動促進など、市民参加による緑化活動を積極的に展開します。

また、街区公園や児童遊園地は、地域に愛される身近な公園であることから、地域住民による維持管理体制づくりを進める必要があります。

● 一人当たりの都市公園面積の推移



まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「都市公園の整備」に関する満足度	27.5%	30.0%	40.0%
②冠山総合公園の利用者数（年度）	257,225人	270,000人	300,000人

※指標① 市民アンケート調査

施策展開の方向

公園・緑地の整備

- ◇公園の整備
- ◇緑化の推進

(1) 公園の整備

街区公園、近隣公園等の市民生活に密着した公園や冠山総合公園の整備充実を進めるとともに、光スポーツ公園や大和総合運動公園については、スポーツ・レクリエーションの場としての魅力ある公園づくりを進めます。

また、里山等を活用した環境保全型自然公園の整備に努めます。

(2) 緑化の推進

花壇コンクール、誕生記念植樹等の開催など市民参加による緑化活動の推進に努めるとともに、アダプト・プログラム(里親制度)や緑花ボランティアへの市民や事業所等の参加を促進することにより、身近な公園の環境緑化に努めます。

また、市民参加のもと、公園緑地や街路樹などの適正な維持管理に努めるとともに、公共施設の環境緑化を推進します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
緑の基本計画の策定		策定					都市整備課
冠山総合公園等の整備充実							都市整備課
街区公園、近隣公園等の整備							都市整備課
環境保全型自然公園の整備	調査・検討						都市整備課
緑花ボランティア活動の推進	育成						水産林業課
街路樹や植樹帯の整備							都市整備課
緑化活動の推進							都市整備課
緑化協定制度の検討		検討					都市整備課

重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標2 潤いある居住環境の創出 3 住まいづくりの推進

基本方針

本市の特性を活かした良好な住宅・住環境づくりを行い、若者から高齢者まで、誰もが安心して住み続けられる良好な居住環境の形成に努めます。

また、市営住宅の計画的な整備や改修を推進するため、既存計画等を参考に、今後の整備のあり方について調査・検討を進めるとともに、高齢者や障害者等にやさしいバリアフリー化を推進するなど、安心して生活できる快適な住環境の整備に努めます。

10年後のまちの姿

- 安心して住みやすい住環境が形成され、誰もが快適に暮らしています。
- 高齢者や障害者にもやさしい安全で安心できる質の高い住宅が増えています。

現状と課題

本市は、温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、各種の生活基盤も充実していますが、高齢化の進行や、ライフスタイルの変化等に伴い、居住環境へのニーズが多様化してきていることや、住宅団地造成時に建築された住宅の老朽化も進んでいることなどから、新たな時代に即した住宅政策の立案が急務となっています。

今後は、定住人口の確保や高齢者住宅対策、住まいの安全確保など、住宅・住環境の質の向上に重点を置くとともに、近年多発する大規模地震や住宅耐震強度問題など、住宅の安全対策に取り組むことが求められています。

また、本市には、平成18年4月1日現在、38 団地 1,255 戸の市営住宅がありますが、このうち 865 戸、約 69%が昭和40年代に建設されたもので、

老朽化も著しく、維持管理も年々困難を極めています。

こうした中、国においては平成18年6月に施行された「住生活基本法」に基づく「住生活基本計画」が策定され、現在、県においても住生活基本計画の策定が進められており、今後、建物の耐震診断及び耐震改修を推進するための基本方針を明確にし、自治体における耐震改修促進計画の策定を促進することとされています。

旧光市では、平成13年度に策定した「光市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、計画的な建替えや大規模改修等により居住環境の整備に努めてきましたが、合併後の管理戸数の増加などにより、関係計画の再構築などが必要となっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「快適な居住空間の整備」に関する満足度	—	向上	向上
②民間住宅の耐震化率 (H15.10)	66.0%	82.0%	90.0%

※指標① 市民アンケート調査（今後実施）

施策展開の方向

住まいづくりの推進

- ◇快適な居住空間の整備
- ◇良質な公営住宅の供給

(1) 快適な居住空間の整備

民間と行政との適切な役割分担のもと、土地区画整理事業をはじめ、土地開発公社や民間等による低廉で良質な宅地開発の可能性について検討を進めます。

また、分譲マンションなどを含め、民間による良質な住宅の整備や持家を促進するとともに、若者から高齢者まで安心して快適に住み続けられる賃貸住宅の供給を促進することにより、地域の活性化と人口定住の促進に努めます。

さらに、バリアフリー住宅等へのリフォームの支援を行う相談窓口の充実を図ります。

(2) 良質な公営住宅の供給

建替え等による管理戸数の適正化を含め、良質な公営住宅のストック水準を確保し、適正な維持管理を図るとともに、段差解消や手摺の設置等によるバリアフリー化など、高齢者や障害者等によさしい居住環境の整備に努め、安心して生活できる快適な居住環境の整備を進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
公営住宅ストック総合活用計画の再編							建築住宅課
老朽化した市営住宅の建替え・改善							建築住宅課



重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標3 快適な都市基盤の整備 1 上水道の整備

基本方針

安全でおいしい水を供給するため、第4次水道拡張事業計画に基づき、配水池や浄水場など水道施設の整備拡充を図るとともに、大和簡易水道などの統合をはじめ、未給水区域の解消に努めます。

また、水道ガイドライン（業務指標）を「地域水道ビジョン」及び「水道事業中期経営・財政計画」に反映し、事業の透明性の確保と公営企業としての社会的信頼性の向上、さらには、住民の視点に立った安定的な事業経営を図るとともに、検査監視体制の強化など水質の維持管理に努めます。

10年後のまちの姿

- 市民に安全でおいしい水が供給されています。
- 地震や風水害など災害に強い施設整備が進み、市民に信頼されるライフラインが確立されています。

現状と課題

本市の上水道は、昭和21年、旧光海軍工廠専用水道の一時使用の許可を受けて事業を開始し、現在第4次水道拡張事業として、老朽化した浄水場設備の更新事業を基幹に、配水池築造による安定給水の確保など、「災害等に強い安定性の高い水道」、「安心な水道」を目的に取り組んでいます。

こうした中、水質汚染などの環境問題や健康志向の高まりなどから、生命の源でもある「水」の重要性が再認識されていますが、本市の水は、島田川の伏流水を水源としていることから、県内でも良質な水として高い評価を受けるなど、本市の有位性の一つとなっています。

今後は、これまで以上に、安全でおいしい水を

供給するため、安定性の高い水道施設・設備の整備拡充を進め、配水能力の向上と水質の保全を図ることが必要です。

また、水道は、市民生活維持のために最も重要なライフラインの一つであることから、長期的な安定供給の確保に加えて、耐震管の導入を推進するとともに、危機管理体制のさらなる充実が必要です。

さらに、光地域広域水道事業については、これまで厚生労働省や県などと連携のもと、構成団体である周南市及び岩国市との協議を進めてきましたが、構成団体間で水事情が異なることなどから、今後の広域水道事業の見直しが必要になっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①水道普及率	81.4%	90.6%	90.6%
②直結給水率	98.5%	98.8%	99.0%
③水道管の耐震化率	7.9%	11.5%	15.0%

施策展開の方向

上水道の整備

- ◇水の安定供給と水質の維持
- ◇未給水地域の解消と簡易水道の運営
- ◇光地域広域水道事業への対応

(1) 水の安定供給と水質の維持

水の安定供給を図るため、「水道事業中期経営・財政計画」に基づき、配水池や浄水場など、水道施設の整備拡充を図ります。

また、安全でおいしい水を供給するため、検査機器、施設の整備充実を図るとともに、検査監視体制の強化を行います。

(2) 未給水地域の解消と簡易水道の運営

未給水地域や高所地対策として、配水管の管網整備や給水系統のブロック化の促進に努めるとともに、上ヶ原簡易水道、大和簡易水道及び岩屋・

伊保木簡易水道の上水道への統合を進めます。

また、牛島簡易水道については、安心・安全な水を供給するため、維持管理や老朽管の更新を行い、安定給水に努めます。

(3) 光地域広域水道事業への対応

広域水道事業については、厚生労働省や県及び構成団体間の連携のもと、各構成団体の水道整備計画等との整合を図りながら、水利権の分割を一つの選択肢として、中山川ダムの利水を図る方向で調整を進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
老朽管の更新と配水管の整備促進							水道局
給水系統のブロック化の促進							水道局
検査監視体制の強化							水道局
大和簡易水道の上水道への統合							水道局
上ヶ原簡易水道の上水道への統合							水道局
岩屋・伊保木簡易水道の上水道への統合							水道局
光地域広域水道事業への対応							水道局 企画情報課

重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標3 快適な都市基盤の整備 2 高度情報都市の実現

基本方針

すべての市民が情報ネットワークやICTの恩恵を享受できるよう、市民の情報リテラシーの向上を図りながら、地域情報化を促進するとともに、行政情報の高度化を進め、事務の効率化や市民サービスの向上に努めます。

また、ひかりソフトパークについては、地域産業の高度化と雇用の促進を目的に、情報通信関連産業、先端技術製造業、並びに公害や騒音のない業種等を対象とした積極的な企業誘致活動を展開するとともに、創造的で優れた情報技術を有する人材を育成するため、周南コンピュータ・カレッジや山口県ソフトウェアセンターの運営支援に努めます。

10年後のまちの姿

- 地域情報化が進み、市民の情報活用が増えて市民生活の利便性が向上しています。
- 行政の情報化によって、事務の効率化や迅速化が図られ、市民サービスが向上しています。
- ソフトパークへの企業誘致が進み、優れた情報技術を有する人材が活躍しています。

現状と課題

インターネットやパソコンに代表される情報通信技術(ICT)の急速な進展に伴い、国は、平成13年1月に、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」を施行し、内閣に「高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部(IT戦略本部)」を設置して、平成16年12月には、「u-Japan 政策」、平成18年1月には、「IT新改革戦略」を決定するなど、国民の誰もがICTの利便性を実感できる社会の実現を目指しています。

本市では、平成14年度、地域イントラネット基盤施設整備事業により、図書館、公民館、市役所等を超高速大容量で接続する地域公共ネットワークを整備するとともに、合併後も引き続き、情報インフラ整備やICT人材育成等を計画的に実施してきました。

今後は、「光市地域情報化計画」に基づき、国・県の施策の動向を踏まえながら、市民の情報リテラシーの向上を図るとともに、情報格差の解消やI

CTの利活用による利便性の向上を図ることが必要です。

また、行政事務においては、現行の電算システムの運用コスト削減や、LGWANを利用した国、県等との文書交換や電子化された文書等への対応などにより、行政コストの削減を進めながら、事務の効率化や迅速化、市民サービスを向上していくことが必要です。

一方、地域産業の高度化と雇用の促進を目的に、平成6年に山口県と本市の共同事業として整備した「ひかりソフトパーク」については、長期的な景気の低迷による民間設備投資の減少等の影響から、今後の事業推進が課題となっており、中核施設の職業訓練法人周南コンピュータ・カレッジと(株)山口県ソフトウェアセンターについても厳しい経営状況が続いていることから、時代のニーズを踏まえつつ、中核施設の運営基盤を強化することが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「地域情報化の推進」に関する満足度	8.1%	15.0%	30.0%
②インターネットの利用世帯の割合	46.0%	80.0%	80.0%
③ソフトパークの分譲率	27.0%	36.0%	100.0%

※指標① 市民アンケート調査 指標② 地域情報化に関するアンケート調査（H17.8）

施策展開の方向

高度情報都市の実現

- ◇地域情報化の推進
- ◇情報化による市民サービスの向上
- ◇ひかりソフトパーク事業の推進

(1) 地域情報化の推進

地域情報化計画に基づき、情報化社会に対応した啓発活動や市民へのインターネットの普及など、市民の情報リテラシーの向上を支援し、ICTの利活用による市民生活の利便性向上を推進します。

また、地域社会に開かれた高度情報化を促進するため、通信事業者等による基盤整備を促進するとともに、ダークファイバ網の活用等による地域のブロードバンド化を促進します。

(2) 情報化による市民サービスの向上

行政情報システムの見直しや総合窓口システム等の導入により、事務処理の効率化と行政コスト

の削減を進めるとともに、ホームページのリニューアルや防災・災害情報等をリアルタイムで提供する携帯メールサービスの実施などによる市民サービスの向上に努めます。

(3) ひかりソフトパーク事業の推進

地域産業の高度化や雇用の拡大を図るため、情報通信関連産業及び先端技術製造業、さらには、騒音や公害のない業種を対象として、積極的な企業誘致活動を展開します。

また、創造的で優れた情報技術者の育成を行う周南コンピュータ・カレッジや山口県ソフトウェアセンターの運営を支援することにより、地域産業の高度化を促進します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
地域情報化計画の推進						策定	企画情報課
ICT相談センターの設置	検討	設置					企画情報課
公共施設への情報端末の設置							企画情報課
ホームページの再構築	検討						企画情報課
行政情報システムの見直し	検討						企画情報課
行政情報のセキュリティの強化	検討						企画情報課
ICT講習会の実施							企画情報課 生涯学習課
ソフトパークへの企業誘致活動の推進							商工観光課
情報技術者の育成支援							商工観光課

重点目標1 快適な暮らしを営むために

個別目標4 離島牛島の振興

基本方針

簡易水道などのライフラインを維持するとともに、離島航路や医療の確保、衛生環境づくり、高齢者の健康づくりや生きがい対策など、生活環境の向上と安全と安心の確保に努めます。

また、牛島の主要産業である漁業の振興を図るとともに、貴重な自然環境や伝統文化などの資源を活かした交流事業の促進に努めます。

10年後のまちの姿

- 生活環境が向上し、島民の安全と安心が確保されています。
- 牛島の資源を活用した交流活動により、交流人口が増加しています。

現状と課題

離島振興法の指定を受けている牛島は、室積港から南東へ 8.4kmの瀬戸内海上に位置し、平地は乏しく、牛島漁港周辺に集落が形成されています。

平成18年3月末における牛島の人口は 97 人（住民基本台帳人口）で、高齢化率 70.1%となっており、県内の他の離島と比較しても、人口減少と高齢化の進行は著しい状況となっています。

こうした中、島の主要産業である漁業は、水産資源の減少や就労者の高齢化、後継者難など、厳しい状況にあり、今後とも漁業経営基盤の整備や後継者の育成支援など、漁業経営の安定化を図ることが必要です。

生活基盤については、平成11年4月の簡易水道の完成により、年間を通した安定給水が行われており、引き続き、水の安定供給をはじめ、し尿やごみ処理等も含めた生活環境の整備に努めることが必要です。

また、平成6年2月、牛島憩いの家デイサービスセンターを整備し、平成16年4月には牛島診療所を新築し、週4日の診療体制を確立するなど、保健・福祉・医療の充実に努めるとともに、牛島と室積を結ぶ離島航路についても、平成16年4月、新船「うしま丸」が就航しましたが、引き続き、離島における安全と安心の確保を進め、島民の生活基盤の安定を図る必要があります。

一方、牛島では、国や県の天然記念物であるカラスバトやモクゲンジ等希少な動植物が生息するなど、貴重な自然環境が形成されているとともに、昔ながらの瀬戸内の島の風景を残しており、平成16年には藤田・西崎の波止が近代土木遺産として選奨されています。

今後は、こうした貴重な資源の保護と育成を図るとともに、平成17年3月に廃校となった牛島小・中学校の利活用策の検討を含めて、島の魅力である豊かな自然環境を活かした島外客との交流など、島の振興を図っていくことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「うしま丸」の利用客数（定期航路、1日当たり）	37人	35人	34人
②「うしま丸」の利用客数（不定期航路、年間）	442人	500人	550人
③牛島デイサービスセンターの利用回数 （月1人当たり）	5.5回	7回	8回
④牛島自然観察会の参加者数（年度）	180人	300人	500人

※指標①② 平成17年10月～18年9月

施策展開の方向

離島牛島の振興

- ◇生活環境の整備
- ◇産業の振興
- ◇交流事業の推進

(1) 生活環境の整備

牛島簡易水道の適正な維持・管理を進め、安全な飲料水の確保に努めるとともに、し尿やごみの運搬体制の確保に努めます。

また、各種の健康診断や健康相談の充実をはじめ、介護保険サービスの安定的な提供に努めるとともに、医師の継続的確保など医療体制の充実と救急搬送体制の確立に努めます。

(2) 産業の振興

主要産業である漁業経営の安定化を図るため、漁業施設の整備充実を図るとともに、後継者の育成支援や、島の産業の活性化を図ります。

(3) 交流事業の推進

モクゲンジ等天然資源の保護や牛島の資源を活用した交流活動を推進するとともに、島の活性化を図るため、平成17年3月に廃校となった牛島小・中学校の利活用策等について検討を進めます。

また、島民の足の確保を図るため、引き続き、国庫補助航路の指定確保に努めるとともに、「うしま丸」を活用した島内めぐりツアーの実施など、牛島の活性化と牛島海運の安定経営を促進します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
簡易水道の維持							水道局
し尿・ごみの搬送体制の確保							環境事業課
離島航路の維持							商工観光課
医療の確保							健康増進課
救急搬送体制の確立							健康増進課
高齢者の健康づくり・生きがい対策の推進							社会福祉課
漁業施設の整備							水産林業課
自然環境を活かした交流事業の促進							生涯学習課 文化振興課
既存施設の利活用の検討							教育総務課 関係各課

重点目標2 自然を守り育むために

個別目標1 自然との共生

基本方針

「光市自然敬愛基本構想」に基づき、自然海岸や森林、生態系などの豊かな自然環境を積極的に保全するとともに、自然資源を有効に活用しながら自然とふれあえる場づくりや水辺を活かした快適な空間を創出します。

また、海岸保全や河川整備に際しては、県との連携を図りながら市民参画によるプランづくりや市民との協働による効果的な維持管理の仕組みづくりを進めます。

10年後のまちの姿

- 自然敬愛精神が育まれ、自然環境保全への取組みが進んでいます。
- 貴重な自然環境が良好な状態に保たれ、次世代に継承されています。
- 自然環境に配慮した山・川・海の整備が進み、整備計画づくりから市民の参加・参画が進んでいます。

現状と課題

本市には、日本の白砂青松100選や森林浴の森日本100選などに選定された美しい室積・虹ヶ浜海岸をはじめ、市民や水鳥の憩いの場となっている島田川や、国の天然記念物の峨嵋山樹林、石城山県立自然公園等の山々など、貴重で豊かな自然が残されています。

こうした恵まれた自然環境は、市民一人ひとりの生活とともに育まれた故郷の情景であり、かけがえない市民共有の財産として、これまで、地域住民の主體的な参画のもと、黒松の植樹など、海岸松林の保全を推進するとともに、長年にわたって多数の市民の参加により海岸のクリーンアップ運動が展開されるなど、協働による様々な取組みを展開してきました。

また、市民の生命と財産を守るため、自然環境

や自然景観に配慮した高潮対策の実施など、計画的な海岸の保全と生態系に配慮した河川整備が求められるとともに、森林は、水源かん養や保水だけでなく、二酸化炭素の吸収など、大きな役割を果たしていることから、植生や生態系に配慮した森林管理に努めるとともに、市民との協働により、里山等の整備を推進することが必要です。

今後は、平成18年2月に策定した「光市自然敬愛基本構想」や「光市自然敬愛都市宣言」の理念に基づき、市民総参加により自然環境の保全と再生に取り組み、次世代に美しい自然を維持・継承するとともに、自然とふれあい、自然に学び、自然とともに生きる機会を創出することによって、ゆとりと潤いのある市民生活と自然を敬愛する豊かな心を育んでいく必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「自然環境の保全」に関する満足度	20.6%	25.0%	30.0%
②海岸松林の数	5万本	10万本	維持
③クリーン光大作戦の参加者数（H18年度）	19,768人	20,000人	21,000人

※指標① 市民アンケート調査

施策展開の方向

自然との共生

- ◇自然敬愛精神の醸成
- ◇自然環境の保全
- ◇自然環境の高度利用

（1）自然敬愛精神の醸成

市民と自然が共生できる快適で潤いとやすらぎのあるまちづくりを進めるため、「光市自然敬愛基本構想」に基づき、市民や事業者、行政とが緊密な連携と協働による取組みを進めることにより、地域環境力を高めるとともに、自然を愛し、守り育てる心を育み、自然環境の保全と再生への自覚と意識の醸成に努めます。

（2）自然環境の保全

本市のかけがえのない財産である貴重な自然環境を良好な状態で次世代に継承するため、自然敬愛精神に基づき、市、市民、事業者等が一体となって、山・川・海などの自然環境の保全、創造、再生を協働で推進します。

（3）自然環境の高度利用

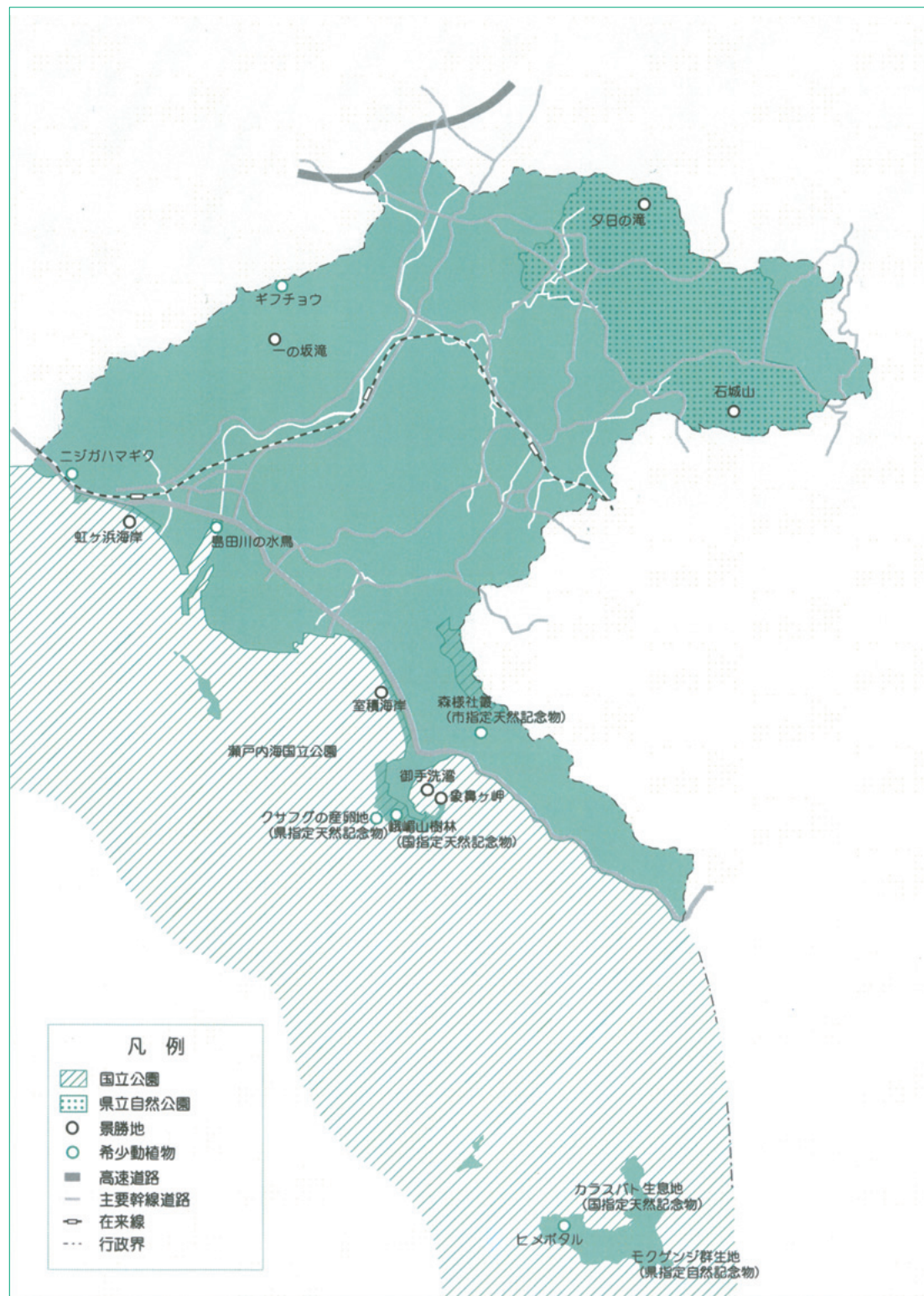
自然環境や生態系に配慮した多自然型川づくり、海岸やため池を活用した水辺空間の創出やレクリエーションエリアとしての森林整備など、自然と人のふれあいの場の確保を図るとともに、自然体験型学習の推進により、自然に対する保全意識の高揚に努めます。



主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
「光市自然敬愛基本構想」の推進							環境政策課
白砂青松10万本大作戦の実施							水産林業課
自然環境保全地域等の指定	調査・指定						都市整備課
ひかり名木百選の選定	調査・選定						都市整備課
クリーン光大作戦の推進							生涯学習課
どんぐりランドの整備							水産林業課
里山再生プロジェクトの推進							水産林業課
健康ウォークやオリエンテーリングの推進							健康増進課 生涯学習課
森林浴、飛沫浴、海浜浴の推進							環境政策課
石城山神籠石散策道の整備	検討						文化振興課
伊藤公の森周辺整備							水産林業課
環境マップの作成	作成						環境政策課
環境学習の推進							環境政策課
自然海岸の清掃活動の実施							生涯学習課 関係各課
松原海岸保全施設整備	調査	実施					水産林業課
森林・農地の保全							農業耕地課 水産林業課
多自然型の水辺空間の整備							土木課
河川再生プロジェクトの推進	検討						環境政策課 関係各課

● 自然資源の分布



重点目標2 自然を守り育むために

個別目標2 環境の保全

1 生活環境の保全と循環型社会の構築

基本方針

環境に配慮したまちづくりを進めるため、市民、事業者、行政等の協働による環境教育や環境保全活動を推進し、新エネルギーの普及、省エネルギーの促進など、地域、地球環境への負荷の低減に努めます。

また、環境監視体制の強化、公害防止協定の締結等を通して公害防止対策の推進に努めます。

さらに、市民、事業者との連携を図りながら、地域における「3R（リデュース・リユース・リサイクル）」の取組みの強化や一般廃棄物処理計画に基づく計画的なごみの減量化を推進します。

10年後のまちの姿

- 市民の環境保全意識が向上し、環境団体等の環境保全活動が活発になり、新エネルギー、省エネルギーの取組みも盛んに行われています。
- 公害のない快適な住みよい環境が維持されています。
- 全ての市民がごみ出しルールを守り、廃棄物が適正に処理されています。
- リサイクルセンターを拠点とした再資源化システムが確立し、最終処分場の延命化が図られています。
- 「3R」の取組みが拡大し「好循環」のライフスタイルや事業スタイルが定着しています。

現状と課題

飛躍的に発達した科学技術と社会経済活動に伴い、人々の生活は物質的に豊かで便利になりましたが、日常生活や事業活動から生じる環境への負荷は増大し、地域だけでなく、地球環境にまで影響を与えており、こうした膨大なエネルギー使用に支えられた大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会から環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会への転換が喫緊の課題となっています。

このため、新たな環境基本条例や環境基本計画に基づき、総合的・計画的な環境施策の推進や環境教育のさらなる充実に努めるとともに、新エネルギーや省エネルギーに関する情報提供や普及・啓発や地球温暖化防止事業、さらには、大気や水環境等の保全など、公害の防止に努めることが必要です。

一方、わが国の社会経済活動の拡大に伴い、廃棄物の排出量の高水準での推移や不法投棄の増大等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されており、国においては、循環型社会形成推進法の制

定をはじめ数次にわたる廃棄物処理法の改正や各種リサイクル法の制定など、廃棄物関連法の体系的整備を図るとともに、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会のあり方や国民のライフスタイルの見直しに努めています。

本市においても、ごみの排出量は年々増加傾向にあり、ごみ処理に要する経費も増加の一途を辿るなど、厳しい財政状況が続く中、ごみの発生抑制、再資源化の促進は、本市における重要かつ緊急の課題となっています。

また、ごみの減量化を促進するためには、何よりも市民の意識改革が必要であることから、今後は、市民、事業者、行政が、それぞれの役割分担のもと、三者が一体となった取組体制を確立することが必要です。

さらに、ごみ処理の複雑化は、高齢化が進む中、高齢者等に大きな負担となることが予測され、高齢社会を見据えたごみ収集のあり方や新たなサービスの検討が求められています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①市民1人当たりのごみの排出量（年度）	373kg	360kg	350kg
②リサイクル率（年度）	22.1%	30.0%	35.0%
③ごみの最終処分量（年度）	2,927 t	2,200 t	1,500 t
④ごみの分別を行っている人の割合	94.2%	97.0%	100.0%
⑤環境保全啓発活動の回数（年度）	22回	25回	30回
⑥省エネルギーに心がけている人の割合	—	増加	増加

※指標④⑥ 市民アンケート調査（⑥は今後実施）

施策展開の方向

環境保全と循環型社会の構築

- ◇環境負荷の軽減
- ◇公害防止対策の推進
- ◇廃棄物適正処理の促進
- ◇ごみの発生抑制、再資源化の促進
- ◇水環境の保全

(1) 環境負荷の軽減

新エネルギーの普及や省エネルギーの促進につながる設備、機器等の使用方法に関する情報提供などに努めるとともに、市民、事業者、行政等が連携した環境保全活動や環境教育の推進を図り、地域・地球の環境保全の取組みを強化します。

また、山口県地球温暖化防止活動推進センターや市民団体等と一体となった地球温暖化防止事業等の展開を図ります。

(2) 公害防止対策の推進

公害のない住みよい生活環境を維持するため、環境監視体制の充実を図り、公害防止協定等の締結を推進するとともに、市民、事業者の公害防止意識の向上に取り組み、事業活動に起因する産業型公害、自動車騒音等の都市・生活型公害の影響の軽減を図ります。

(3) 廃棄物適正処理の促進

一般廃棄物処理計画に基づく廃棄物の適正処理に努めるとともに、「出前講座」やごみカレンダー等を活用したごみの正しい分け方、出し方に関する普及啓発を進めます。

また、関係機関等との連携を図りながら不法投棄監視体制の強化に努めます。

(4) ごみの発生抑制、再資源化の促進

リサイクルセンターを拠点とした新しい再資源化システムの構築に努めるとともに、事業系一般廃棄物の減量化に取り組みます。

また、経済的インセンティブを活用したごみの発生抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び市民意識の高揚を図るため、ごみ処理の有料化について検討を進めます。

さらに、ごみ処理の複雑化や高齢化の進行などに対応するため、住民ニーズに的確に対応できるサービスの充実に努めます。

(5) 水環境の保全

生活排水による水質汚濁を防止するため、使用済み食用油や調理くずの適正処理、洗剤の適正使用などを促進するとともに、地域住民による水質浄化に向けた実践活動を促進します。

また、し尿及び浄化槽汚泥の計画的な収集を行うとともに、処理施設における排出水の適正な処理を推進し、公共水域における水環境の保全に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
ノーマイカーデー運動の実施	検討・実施						環境政策課
環境教育、環境学習の推進							環境政策課 環境事業課
新エネルギーの普及や省エネルギー設備の導入促進							環境政策課
新エネルギーの活用方策の研究							環境政策課
一般廃棄物処理計画の策定	→						環境事業課
リサイクルセンターの稼動に伴う新しい分別体制の確立		→					環境事業課
ごみ処理の有料化導入	導入検討	→					環境事業課
事業者への指導・啓発活動の実施							環境事業課
環境基本計画の策定	策定→					改定	環境政策課
生活排水対策・水質浄化実践活動の促進							環境政策課
環境監視・指導体制の整備							環境政策課 環境事業課
公害防止協定等の締結							環境政策課
し尿及び浄化槽汚泥の適正な処理							深山浄苑



重点目標2 自然を守り育むために

個別目標2 環境の保全 2 下水道の整備

基本方針

公共用水域の水質保全と市民の生活環境の向上を図るため、公共下水道事業計画区域内の整備を促進するとともに、浄化センターの効率的運営など施設の適正な維持管理、さらには、下水道会計の財政健全化に向けた取り組みを進めます。

また、浄化槽の設置等の計画区域外の処理対策を推進するとともに、市街化区域内の計画的な雨水排水対策の実施に努めます。

10年後のまちの姿

- 下水道の普及率が向上し、公共用水域の水質が保全されています。
- 水洗化が進み、市民の快適な生活環境が確保されています。

現状と課題

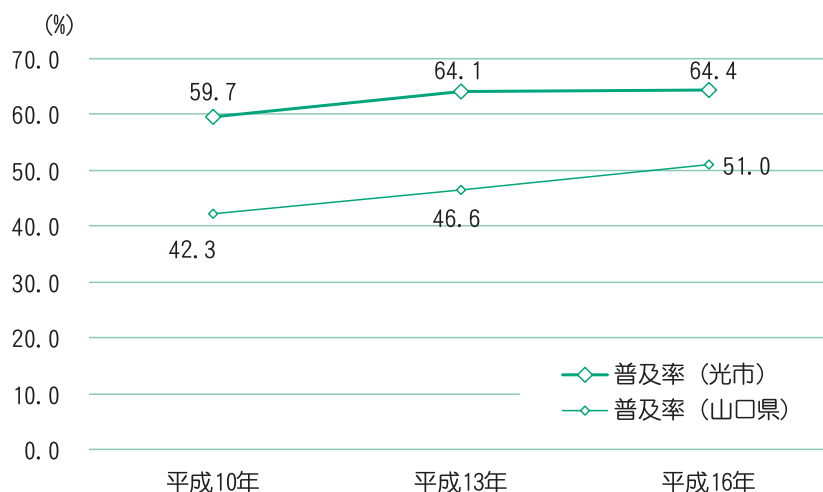
下水道は、健康で快適な生活環境の確保のみならず、河川や海など公共用水域の水質の保全、さらには、生態系を維持していくためにも重要な役割を果たしており、生態系の一員である私たちが日常生活や生産活動を営む上で必要不可欠な都市基盤です。

本市では、これまで島田川流域の水質保全と快適な生活環境の改善を図ることを目的に、流域下水道事業との整合性を図りながら公共下水道の整備を進めてきた結果、平成18年3月末における下水道の普及率は65.9%、汚水処理人口普及率は71.0%となっています。

今後は、室積地域をはじめとする区域の計画的な整備促進が求められていますが、一方では、急速な整備を進めてきた結果、下水道会計の財政状況が悪化していることから、整備促進とあわせて、財政健全化に向けた取り組みを進めていくことが急務となっています。

また、計画的な公共下水道の整備や施設の維持管理に努めるとともに、計画区域外地域の汚水処理対策の検討や、市街化区域内の雨水排水対策などによる公共用水域の水質保全と市民の快適な居住環境を創出することが必要です。

● 下水道整備率



まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①下水道普及率 (処理区域内人口／行政区人口×100)	65.9%	73.0%	79.0%
②汚水処理人口普及率	71.0%	81.0%	90.0%

※指標② 汚水処理人口普及率：(処理区域内人口+合併処理浄化槽設置人口)／行政区人口×100

施策展開の方向

下水道の整備

- ◇流域関連公共下水道事業の推進
- ◇下水道事業の経営の安定化
- ◇計画区域外の処理対策の充実

(1) 流域関連公共下水道事業の推進

下水道整備計画に基づき、公共下水道の計画的な整備を図り、水洗化を促進するとともに、緊急度の高い地域から雨水渠の整備など雨水排水対策を進めます。

また、老朽化した管渠等の計画的な補修を実施するなど、施設の維持管理に努めます。

(2) 下水道事業の経営の安定化

使用料の適正負担を確保するとともに、浄化センター等施設の効率的な維持管理に努めるなど、下水道事業の経営安定化に努めます。

(3) 計画区域外の処理対策の充実

計画区域外の処理対策として「山口県汚水処理施設整備構想」等に基づき、浄化槽の設置等を促進し、公共用水域の水質保全と良好な生活環境の維持に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
公共下水道の整備							下水道課
水洗化の促進							下水道課
老朽管の補修・更新							下水道課
浄化センターの効率的な運営							下水道課
下水道会計の財政健全化の推進							下水道課
浄化槽の設置等の推進							環境政策課

重点目標3 安全な暮らしを守るために

個別目標1 災害に強いまちづくりの推進

1 地域防災対策の推進

基本方針

風水害、地震等の自然災害はもとより、産業災害などのあらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、光市地域防災計画に基づき、災害の予防、応急対策、復旧・復興対策を進めます。

また、大規模な災害に対処するためには、防災関係機関による「公助」だけでなく、自分の身は自分で守る「自助」、地域のことは地域で守る「共助」が重要なことから、地域の防災力の向上に努めるとともに、災害情報の収集や伝達、また、災害時要援護者に配慮した対策を推進します。

さらに、広範囲にわたる風水害や大地震などの災害警戒・発生時には、県や防災関係機関、各種福祉団体等との連携に努めます。

10年後のまちの姿

- 市民の防災に対する理解が深まり、災害に対する備えや心構えができています。
- 各地域で自主防災組織が設立され、多くの市民が防災活動に参加しています。
- 災害時要援護者等への支援体制や災害ボランティアの支援体制が整っています。

現状と課題

わが国では、狭い平野部に人口が集中し、都市化の進展や山林の開発等に伴って、災害も多様化・局地化しており、災害に強いまちづくりに加えて、災害発生時における市民への情報提供や避難対策が課題となっています。

本市では、近年、台風や集中豪雨による浸水や土砂災害に伴う被害が発生し、今後とも、台風による高潮災害や、大雨による島田川の氾濫、土砂災害等が危惧されており、防災対策の重要性はますます増大しています。

また、「西日本は地震の活動期」に入っていると指摘もあり、活断層による地震への警戒を強化するとともに、今後30年以内の発生確率が60%とも言われる巨大地震「東南海・南海地震」などの揺れや津波による大規模な地震災害を想定した対

策が重要になっています。

一方、市民の防災への意識が高まる中、阪神淡路大震災や多くの災害を教訓とし、29(平成18年10月1日現在)の自主防災組織が設立されています。

今後、さらに市民一人ひとりの防災意識の向上や、高齢者、障害者などの災害時要援護者への支援などを含めて、災害発生時に的確に対応できるよう、地域の防災力を高めていくことが必要です。

さらに、大規模災害の場合には、県や消防等との連携を密にし、広域的な応援・受援体制の推進や、市民レベルの積極的な災害ボランティアの応援・受援体制も踏まえた防災体制を構築していくことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①自主防災組織率（加入世帯の割合）	32.6%	50.0%	70.0%
②普段から災害に備えている人の割合	32.8%	50.0%	70.0%
③「災害対策の充実」に関する満足度	9.0%	15.0%	30.0%

※指標②③ 市民アンケート調査

施策展開の方向

地域防災対策の推進

- ◇防災意識の醸成
- ◇防災コミュニティの育成と連携強化
- ◇防災体制の整備充実
- ◇災害に強い都市基盤の整備

(1) 防災意識の醸成

市民の災害に対する心構えや備え、災害発生時に取るべき行動など、「自助」により被災を軽減するため、ハザードマップや、出前講座、防災センター「あんしんネット光」などを活用しながら、防災知識の普及・啓発を進めます。

また、災害発生時において、市や防災関係機関及び住民それぞれが、迅速かつ的確な行動がとれるよう、防災研修や防災訓練を実施します。

(2) 防災コミュニティの育成と連携強化

地域の被災を軽減するため、自主的な「共助」による防災活動を推進し、自主防災組織等の育成・支援を進め、高齢者、障害者等の災害時要援護者の避難援助体制の整備に努めます。

また、被災生活及び復旧・復興をより円滑に行うため、災害ボランティアの育成・指導に努めます。

(3) 防災体制の整備充実

地域防災計画に基づき、防災関係機関と連携しながら、災害関連情報の収集や災害時要援護者に配慮した避難準備の情報提供が的確に展開できる仕組みを整備します。

また、避難生活物資・資機材等の計画的な備蓄や各種応援協定の締結に努めるとともに、災害に対する地域の特性と実態を把握し、被害の未然防止などを図りながら、大規模災害対策の充実に向け、広域的な受援体制の確保や、災害ボランティアの受け入れ体制の整備を進めます。

(4) 災害に強い都市基盤の整備

災害時の防災拠点や避難場所の確保・整備を進め、河川改修や高潮対策、砂防・地すべり防止事業等の推進や危険ため池の整備などとともに、公共施設等の防火・避難対策や耐震化、バリアフリー化の推進に努めます。

また、上下水道などライフライン事業者との連携強化を図り、防災力の向上に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
防災知識の普及・啓発							総務課
防災研修・防災訓練の実施							総務課
自主防災組織の育成・支援							総務課 消防組合本部
災害ボランティアの育成・指導	検討						総務課
地域防災計画の周知徹底							総務課
災害時要援護者支援体制の確立	検討						総務課
災害時避難マニュアル等の作成	検討						総務課
防災情報携帯メールサービスの実施	検討						総務課
各種団体等との災害応援協定の締結							総務課
大規模災害対策の整備・検討	検討						総務課
防災行政無線の整備	検討		整備				総務課
災害情報の収集・伝達手段の整備	検討						総務課
防災備蓄品の整備・充実	整備		充実				総務課



重点目標3 安全な暮らしを守るために

個別目標1 災害に強いまちづくりの推進 2 消防力の整備・充実

基本方針

市民の安全な暮らしを確保するため、消防用施設・資機材の年次的な整備や、消防・救急体制の充実・強化を図るとともに、各種災害を想定した訓練の実施や、建物等の防火安全対策の推進、消防団の育成強化など、市民の自主的な防災活動の促進などに取り組みます。

また、医療機関との連携を強化し、救急搬送体制の確保と救急業務の高度化を図るとともに、一般市民による応急手当の普及等により、救命率の向上を目指します。

10年後のまちの姿

- 誰もが火災予防に心がけ、火災発生時には初期消火ができるようになっています。
- 市民による応急手当が普及し、現場に居合わせた人による適切な処置ができています。
- 救急搬送体制が確立され、救急救命率が高まっています。

現状と課題

近年は、都市化の進行や建築物の高層化等により、火災や自然災害は多様化・複雑化しており、消防行政を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市では、災害の多様化・複雑化・大規模化に対応するため、平成15年3月、地図検索機能を備えた最新の緊急通信指令装置や防災センターを併設した消防庁舎を整備するとともに、高規格救急自動車、防火水槽などの消防防災施設・設備の整備を進めてきましたが、今後とも、消防施設の計画的な更新や災害予防に対する普及啓発など、地域の消防力の向上を図るとともに、より一層の消防力の充実強化を進める必要があります。

また、救急・救助業務についても、多様化・複雑化の傾向を強める現状にあり、救急救命士の育成や救急・救助隊員の教育訓練、また関係機関との協力体制の強化などとともに、特に、高齢者をはじめとする災害時要援護者等に配慮した対策の推進や救命率の向上を図るためのAED(自動体外式除細動器)の設置や研修会等を推進していくことが必要です。

さらに、電波法の改正による平成28年以降の消防救急無線のデジタル化への取り組みなど、消防力の効率的な整備を推進し、時代に即した消防体制の充実が求められています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①救急講習受講者の普及率 (H17. 12)	5.3%	7.5%	10.0%
②出火件数 (年間、人口1万人当たり)	5.2件	4.0件	3.0件

※指標① 普及率＝救急講習受講者数／生産年齢人口×100

施策展開の方向

消防力の整備・充実

- ◇予防行政の推進
- ◇消防用施設・資機材の整備
- ◇消防体制の充実強化
- ◇救急救命体制の充実強化
- ◇消防団の強化育成

(1) 予防行政の推進

年間計画に基づき、建築物や危険物施設への立入検査を実施し、関係者の意識高揚を図り、建物や設備の安全対策の強化に努めます。

また、市民を対象とした火災予防イベントや防災教室、防火管理者講習会、救命講習を実施するなど防災意識の普及に努めるとともに、一般住宅への住宅用火災警報器の設置を推進します。

さらには、高齢者等の住宅防火対策として、寝具類等の防炎化や住宅用防災機器の普及促進を図ります。

(2) 消防用施設・資機材の整備

年次計画に基づき防火水槽の設置や各種消防用資機材の整備・更新を行い、災害現場で活動する消防隊、救急隊、救助隊等の装備の充実に努めます。

また、電波法の改正に伴い、平成28年以降の消防救急無線のデジタル化に向け、不感地帯の解消など通信連絡体制の強化について検討します。

(3) 消防体制の充実強化

定期的に職員の非常参集・初動対応訓練を行い、災害発生時の円滑な初動を確立するとともに大規模災害が発生した場合における緊急消防援助隊などの受入体制（受援計画）を整備し、あらゆる災害に即時に対応できる体制づくりに努めます。

また、消防本部、消防署及び消防団等の連携を強化し、より効果的な消防活動を行えるよう、合同訓練を実施します。

(4) 救急救命体制の充実強化

医療機関との協力体制を強化し、救急搬送体制の整備に努め、救急業務高度化推進整備計画に基づく救命処置範囲の拡大に対応できる救急救命士の養成を推進するとともに、最新の知識技術の習得や、高規格救急自動車及び高度救命処置資機材の整備充実に加え、AEDの整備促進と市民への研修の充実に努めます。

また、複雑・大規模化する災害に対応できる高度な救助技術を習得した救助隊員を養成するため、平素より救助資機材の取扱いや、各種災害を想定した訓練を実施し、救助・救急体制の整備に努めます。

(5) 消防団の強化育成

消防団員の確保を図るため、青年層、女性層を対象とした消防団への参加促進を図るとともに、地域内事業所との連携に努め、消防団無線等の施設・設備の整備充実による通信連絡体制の確立及び団員の教育訓練に努めます。

また、地域の防災力を高めるため、防災センターを活用した市民の防災意識の啓発及び救命講習の開催などにより、市民の自主的な防災活動を促進します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
建築物や危険物施設への立入検査の実施							消防組合本部
高齢者等の住宅防火対策							消防組合本部
住宅用火災警報器の設置促進	新築住宅（義務化）		既存住宅への設置				消防組合本部
各施設へのAED（自動体外式除細動器）の設置促進							消防組合本部
救急搬送体制の整備							消防組合本部
救急業務高度化の推進							消防組合本部
高規格救急自動車・高度救命処置資機材の整備充実							消防組合本部
消防団員の確保							消防組合本部
市民の自主的な防災活動の促進							消防組合本部

重点目標3 安全な暮らしを守るために

個別目標2 安全な地域社会の構築

1 地域安全活動の推進

基本方針

犯罪のない、安全で安心して生活できるまちづくりを進めるため、警察等関係機関との連携のもと、協働による地域ぐるみの防犯活動の推進など、地域安全体制の強化に努めます。

また、高齢者に関わる犯罪や事故を未然に防止するため、高齢者を取り巻く社会環境の整備や防犯・保護活動を推進するとともに、少年非行防止活動の推進に努めます。

10年後のまちの姿

- 安全で安心して生活できる社会が形成され、犯罪数が減少しています。
- 高齢者や児童・生徒等が、安全で安心して生活できる社会が形成されています。

現状と課題

近年における都市化の進展や社会環境の複雑化に伴い、特に児童生徒が被害を受ける犯罪が多発し、大きな社会問題となっている中、犯罪のない、安全で安心して生活できる地域社会の実現は、市民共通の願いです。

このため、「自分たちの地域社会は自分たちで守る」という共通認識のもと、「光市安全安心まちづくり条例」に基づき市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、関係機関と一体となった地域防犯活動や防犯環境づくりを推進することが求められています。

本市では、幼児や子どもに対する犯罪が多発

する中で、各地区の公民館や老人クラブ等において、見守り活動とあわせた取組みが展開されていますが、引き続き、家庭や学校、地域とが一体となった子どもの安全確保対策を推進することが必要です。

また、高齢社会を踏まえ、高齢者に関わる犯罪、事故を未然に防止するための防犯・保護活動を推進することが必要です。

さらに、外部からの武力攻撃事態及びこれに準ずるテロ等の緊急対処事態に対処するため、光市国民保護計画により、危機管理対策に取り組むことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①刑法犯罪認知件数（年間、人口10万人当たり）	847件	減少	減少
②防犯灯の設置箇所数	4,476灯	4,700灯	5,000灯
③自主防犯活動団体数（H18.6.1）	11団体	16団体	20団体
④光市の治安が良いと思う人の割合	—	増加	増加
⑤「防犯対策の充実」に関する満足度	15.2%	20.0%	30.0%

※指標④⑤ 市民アンケート調査（④は今後実施）

施策展開の方向

地域安全活動の推進

- ◇地域安全体制の強化
- ◇高齢者対策の充実
- ◇青少年の非行防止
- ◇国民保護計画による危機管理対策

(1) 地域安全体制の強化

犯罪のない、安全で安心して生活できるまちづくりを進めるため、市民との協働や関係機関との連携により、暴力の追放運動や地域ぐるみの防犯活動を推進し、市民の防犯意識の高揚に努めるとともに、地域における防犯などの自主的な地域安全組織の育成と活動支援を進めます。

また、警察等関係機関や自治会との連携のもと、見守り活動を促進するとともに、防犯灯の設置や維持管理の支援などにより、児童生徒等の安全の確保に努めます。

(2) 高齢者対策の充実

高齢者に関わる犯罪や事故を未然に防止するため、高齢者を取り巻く社会環境の整備や防犯・

保護活動の促進に努め、地域安全活動への取り組みを強化し、悪質商法や振り込め詐欺等による被害防止のための啓発を行い、意識の高揚を図ります。

(3) 青少年の非行防止

家庭や学校、地域が一体となった活動の推進や非行の早期発見など、青少年の非行防止活動の推進に努めます。

(4) 国民保護計画による危機管理対策

外部からの武力攻撃及びこれに準ずるテロ等の緊急対処事態に対処するため、「光市国民保護計画」に基づき、国民保護措置の総合的な推進に取り組みます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
自主防犯パトロール等の実施							生活安全課
児童生徒の安全の確保							学校教育課 生活安全課等
暴力追放運動の推進							生活安全課
被害防止のための意識啓発							生活安全課
地域見守り体制の確立							生涯学習課 生活安全課等
学校と地域が連携した少年非行防止活動の実施							生涯学習課 学校教育課
地域安全安心情報システムの構築	検討						生活安全課 企画情報課
相談体制の充実							生活安全課
市民安全安心の日の推進など、安全意識の高揚							生活安全課
国民保護計画の推進							総務課

重点目標3 安全な暮らしを守るために

個別目標2 安全な地域社会の構築 2 交通安全の推進

基本方針

市民を悲惨な交通事故から守るため、警察等関係機関との連携のもと、市民の交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や学校、地域における交通安全教育の推進など交通安全活動の推進に努めます。

また、高齢者や障害者に配慮した交通安全施設の整備や交差点等の改良整備事業の促進など交通安全対策の強化を図るとともに、交通事故被害者の救済に努めます。

10年後のまちの姿

- 交通ルールが守られ、正しいマナーが実践され、交通事故が減少しています。
- 飲酒運転の撲滅等により、交通死亡事故等が起きにくい社会が形成されています。

現状と課題

運転免許人口及び車両の保有台数の増加に加え、高齢社会の一層の進行とともに、高齢者ドライバーも増加し、道路交通を取り巻く環境は一段と厳しさを増しています。

こうしたモータリゼーションの進展は、市民に多大な利便性をもたらす半面、交通事故は年々増加し、特に飲酒運転などによる重大事故の多発等により、交通犯罪が社会問題として大きく取り上げられ、その根絶に向けた取組みが強化されつつあります。

本市においても、国道188号を中心に、年間約300件もの人身事故が発生しており、これまで、市民一人ひとりが交通ルールを遵守し、正しいマナ

ーを身につけてもらうため、各年齢層に応じた交通安全教育を実施するなど、市民、各種団体と一体となった交通安全運動を展開してきました。

今後、より一層の交通安全意識の高揚を図るなど、さらに積極的な交通安全活動の推進に努める必要があります。

また、警察等関係機関との連携のもと、交通事故多発地点や交通危険箇所への交通安全施設の整備や、交通規制の強化等を実施してきましたが、さらに、高齢者等交通弱者を含めた歩行者の安全確保を図るため、歩道の設置や信号機、カーブミラー等の交通安全施設の整備など、交通安全対策を強化する必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①交通事故死亡者数（年間）	5人	3人以下	減少
②交通事故発生件数（年間、人口10万人当たり）	571件	450件以下	減少
③交通安全教室への参加者数（年度）	2,559人	3,000人	3,500人
④「交通安全対策の充実」に関する満足度	17.8%	20.0%	30.0%

※指標④ 市民アンケート調査

施策展開の方向

交通安全の推進

- ◇交通安全意識の高揚
- ◇交通環境の整備
- ◇交通事故被害者の救済

(1) 交通安全意識の高揚

市民一人ひとりが交通安全の確保を自らの課題として捉えることができるよう、交通安全意識の高揚を図るとともに、家庭や学校、地域において、幼児から高齢者まで幅広い市民を対象とする、参加、体験、実践型のきめ細かな交通安全教育を推進し、幅広い交通安全運動の展開に努めます。

また、各種交通安全関係団体の活動支援や、指導者の育成・確保に努めるとともに、警察等関係機関と連携し、緊急車両の通行を妨げる違法駐車等、悪質性、危険性、迷惑性の高い違反に対して、交通指導に努めます。

特に、悲惨な事故の原因となっている飲酒運転の撲滅を重点目標として、警察等関係機関、事業者等との連携のもと、飲酒運転防止に関する意識の啓発と取締りの強化を促進します。

(2) 交通環境の整備

道路パトロール等の実施により、交通事故の危険性が高い箇所の把握と点検に努め、必要な安全策を講じます。

また、高齢者や障害者等の交通弱者や自転車等利用者の安全を確保するため、信号機、防護柵、カーブミラー等交通安全施設の整備促進に努めるとともに、歩道の設置や交差点等の改良整備に努めます。

(3) 交通事故被害者の救済

交通遺児に対する援護の充実に努めるとともに、交通事故相談内容の複雑化・多様化に対応するため、市民交通事故相談所の充実に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
交通安全運動の実施	検討・実施						生活安全課
交通安全教育の充実							生活安全課
交通安全関係団体の活動支援							生活安全課
指導者の育成・確保							生活安全課
交通指導の強化							生活安全課
道路パトロールの実施							生活安全課 土木課
交通危険箇所等の改善							生活安全課 土木課
市民交通事故相談所の充実							生活安全課

重点目標3 安全な暮らしを守るために

個別目標3 消費生活の向上

基本方針

多様化・複雑化する消費者問題に対応し、市民の消費生活の安定と向上を図るため、消費生活情報や学習機会の提供など消費者意識の高揚を図るとともに、消費生活相談機能の充実など消費者の自立の支援の促進に努めます。

また、消費者団体の育成や支援に努め、市民の自主的活動を促進します。

10年後のまちの姿

- 消費者の知識や判断力が高まり、安全で豊かな消費生活を送っています。
- 消費者団体が自主的な活動を展開し、地域の消費者リーダーとして活躍しています。

現状と課題

高度情報化、国際化、高齢化の進展など消費者を取り巻く環境が急速に変化する中、消費者ニーズの多様化と相まって、悪質住宅リフォームや催眠商法など高齢者を狙った悪質商法による被害が急増するとともに、架空請求や融資保証金詐欺などの振り込み詐欺に加えて、ワンクリック詐欺やフィッシング詐欺など、高度情報通信社会における新たな消費者トラブルも増加を見せています。

また、BSE問題や生産地の偽装表示など、食生活に関する市民の不安が高まるとともに、製品のリコール問題や保険契約上の支払いに関するト

ラブルなど、消費生活を取り巻く問題は複雑化・多様化しています。

本市においては、これまで県等関係機関との連携のもと、消費生活相談の実施や消費生活情報、学習機会の提供、消費者団体の支援など市民の消費生活の安定と向上に努めてきましたが、今後とも、より一層の消費生活の安定と向上を図るため、消費者意識の啓発や的確な消費者情報の提供などの諸施策を推進するとともに、消費者が自主的かつ合理的に行動することができるよう、消費者の自立の支援を促進することが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①消費生活に関する研修会等の回数(年度)	3回	10回	15回
②「消費生活相談」に関する満足度	—	向上	向上

※指標② 市民アンケート調査(今後実施)

施策展開の方向

消費生活の向上

- ◇消費者の安全・安心の確保
- ◇消費者の自立の支援
- ◇消費生活相談の充実

（1）消費者の安全・安心の確保

消費者利益の擁護と増進のために、国・県等の関係機関と協力し、製品や食品の安全・安心に関する情報提供や食に関する講座を開催するとともに、食品の検査・監視体制の強化を図り、消費者の安全・安心の確保に努めます。

や拡大防止に向けた悪質商法等の情報提供を行い、市民が消費者教育を受けられる機会を充実します。

また、消費者団体の育成・支援を図り、自主活動の促進に努めます。

（2）消費者の自立の支援

訪問販売や通信販売等の適正な利用とクーリング・オフ制度等の啓発活動や消費者被害の予防

（3）消費生活相談の充実

職員の資質の向上に努めるとともに、県消費生活センターとの連携を強化し、多様化する消費生活相談に適切に対応します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
消費者啓発活動・指導の実施						→	生活安全課
消費者相談窓口の設置						→	生活安全課
消費者への正確な生活情報の提供						→	生活安全課
消費者団体の活動支援						→	生活安全課

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標1 魅力あふれる農林水産業の振興

1 農業の振興

基本方針

生産・生活基盤の整備をはじめ、集落営農の確立による経営の安定や環境にやさしい農業の推進など、特色ある農業の展開を図るとともに、後継者の育成に努めます。

また、地域の特性を活かした特産品や加工品の開発を促進するとともに、特産品直売施設の整備や流通ルートの創出などにより、地産地消の推進に努めます。

10年後のまちの姿

- 農地が守られ、人や自然にやさしい農業が展開されています。
- 農業経営の安定化が図られ、生きがいをもって農業に従事しています。
- 多くの市民が体験農園や援農などに取り組み、荒廃した農地が減っています。
- 直売施設等での販売活動を通じ、生産者と消費者との交流が図られています。
- 食卓や学校給食などに、市内で生産された新鮮で安全な食材が並んでいます。

現状と課題

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足とともに、農村の過疎化・混住化が急速に進行し、集落機能の低下や農村環境の荒廃が進んでいます。

また、耕作放棄地の増加とともに、水路の草刈りをはじめ、これまで集落共同で取り組んできた農地・農業用水等の保全管理が難しくなっており、その一方で、鳥獣被害の増加や農作物の価格低迷、輸入農産物の急増などの外的要因によって、農業経営力は低下し、農業・農村の多様な機能、農村の景観や環境の維持が困難になっています。

こうした中、国においては、平成17年3月、「食料・農業・農村基本計画」が策定され、地産地消の

推進や国内農産物の消費拡大と併せて、担い手の育成や農地の利用集積などによる効率的な農地利用の促進など、消費と生産との両面からの農業振興対策が推進されています。

これまで、本市では、施設栽培の振興や新たな特産品の開発、はぜかけ米等によるブランド化など、様々な取り組みを進めていますが、引き続き、「農村振興基本計画」に基づく基盤整備の推進、農地の汎用化、老朽化した用排水路・農道の整備を進めるとともに、農業の担い手の育成や、農業経営の安定化、地産地消の推進など、特色ある農業の活性化を推進していく必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①認定農業者数	2人	9人	16人
②エコファーマーの数	3人	5人	10人
③地元の食材を購入している人の割合	—	増加	増加

※指標③ 市民アンケート調査（今後実施）

施策展開の方向

農業の振興

- ◇生産・生活基盤の整備
- ◇経営の安定化
- ◇地産地消の推進とブランド化
- ◇後継者の育成

(1) 生産・生活基盤の整備

水田農業の低コスト化と生産性向上のため、ほ場整備を推進するとともに、中山間地域の棚田等の生産性を向上するための農道整備の推進に努めます。

また、農村振興総合整備事業による集落道、農業用排水路・ため池など、農業生産基盤や生活基盤の整備を進めるとともに、農地・水・環境保全向上対策などの展開により、農村における生活環境の向上に努めます。

(2) 経営の安定化

集落営農の推進など農業経営体の育成を進めるとともに、農地の効率的な利用や鳥獣被害の防止対策などを推進し、農業経営の安定化を図ります。

また、施設栽培を中心とした複合経営を支援するとともに、農業協同組合等との連携による安定的な流通ルートの拡大を促進します。

(3) 地産地消の推進とブランド化

消費者ニーズに即した農産物の生産の拡大と農産物のブランド化等により、地元農産物の生産・流通体制を確立するとともに、特産品直売施設の整備・拡充を図ることにより、生産者と消費者との交流を促進し、地産地消の推進と農業生産性の向上を図ります。

また、消費者の食の安全への関心が高まる中で、有機肥料を使用した栽培方法や無(減)農薬での生産を促進するとともに、学校給食における地産食材を使った献立づくりを進め、地産地消の推進と食育活動の充実に努めます。

(4) 後継者の育成

農業後継者の育成・確保を図るため、新規就農者の掘り起こしを図るとともに、資金援助や体系的な技術経営研修と組織活動の強化に努めます。

また、団塊の世代などをターゲットとした農業の体験機会を創出することにより、後継者の育成と定住の促進に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
農村振興総合整備事業の推進							農業耕地課
農地・水・環境保全向上対策							農業耕地課
農産物生産・流通体制の確立と特産品直売施設の整備	生産・流通体制の確立		直売施設の整備				農業耕地課
光ブランド農産物認証制度の検討	検討						農業耕地課
地産地消に関する啓発活動の実施							農業耕地課 生活安全課
地産地消ホームページの開設	検討		開設				農業耕地課
グリーンツーリズムの推進							農業耕地課 商工観光課
農村景観の維持・整備							農業耕地課
認定農業者、農業後継者の育成							農業耕地課

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標1 魅力あふれる農林水産業の振興

2 林業の振興

基本方針

林業振興を図るため、森林整備計画に基づいた計画的な森林整備の推進をはじめ、施業体制の確立と後継者の育成、特用林産物生産の促進に努めます。

また、森林が持つ多面的、公益的機能を回復するため、自然環境に配慮した健全な森林資源の整備に努めるとともに、市民とのふれあいの機会を創出することにより、森林の保全に向けた市民意識の高揚を図ります。

10年後のまちの姿

- 広葉樹等の環境林が育成され、地域独自の景観に配慮した森林が整備されています。
- 市民一人ひとりが自然環境を守り育て自然を敬愛し、森林環境の保全を行っています。

現状と課題

市域の約 53% (48.89km²) を占める森林は、林業生産の場としてだけでなく、治山・治水・水源かん養などの多面的な機能を有するとともに、森林浴に代表される保健保養機能や健康増進にも寄与するなど、豊かな市民生活を送る上でも重要な役割を果たしています。

これまで、本市の林業は、「森林整備計画」に基づき、計画的な森林施業の実施など各種事業を推進してきましたが、今後は、森林が有する多面

的、公益的機能の向上や自然環境等に配慮した、適切な森林整備や施業体制の確立を図るとともに、後継者の育成や特用林産物生産の促進など、林業の振興に努める必要があります。

また、竹林の拡大や長期間放置され荒廃した人工林など、森林の荒廃が進む中、森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくためには、竹の伐採や森林の管理など市民との協働による取り組みが必要となっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①竹林の面積	437ha	420ha	400ha
②広葉樹林の面積	2,096ha	2,150ha	2,200ha

施策展開の方向

林業の振興

- ◇森林整備の推進
- ◇施業体制の整備
- ◇後継者の育成
- ◇森林の活用と保全意識の醸成

(1) 森林整備の推進

安定した森林資源の確保や安定供給を図るため、森林組合と密接な連携を図り、森林整備総合事業による計画的な造林・保育等の森林整備に努めます。

また、計画的な森林や林道の整備を促進することにより、森林が持つ公益的機能の保持に努めるとともに、環境林の保全育成により、景観の向上や、森林とのふれあいの場づくり、諸施設の整備充実に努めます。

さらに、山地災害の防備、水源のかん養、生活環境の保全など、森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、保安林の整備に努めます。

(2) 施業体制の整備

森林組合の体質強化と指導体制の充実に努めるとともに、作業路網の整備による高性能機械の導入を促進し、総合的な森林施業の合理化・効率化に努めます。

また、林業の生産性の向上を図るため、流域内の小流域を単位とした団地を設定するとともに、地

域ぐるみの共同施業を促進し、組織的、計画的かつ効果的な森林施業を推進します。

(3) 後継者の育成

林業体験等を通して、林業への認識を深めるとともに、広域就労による雇用の安定化、事業体の安全管理体制の強化や機械化による就労条件の改善、労働安全衛生の確保を図るなど、若年従事者の参入促進に努めます。

また、しいたけ、たけのこ、竹炭等の特用林産物の生産技術向上、組織化等を進め生産量の拡大を促進し、多面的な林業振興に努めます。

(4) 森林の活用と保全意識の醸成

身近な森林の中での森林体験や健康の増進、体力づくり等、市民に親しまれ利用される森林づくりに努めるとともに、学校教育や生涯学習等を通じて、自然敬愛の思想や森林の果たす公益的機能の理解を深め、森林の保護保全に向けた意識高揚を図ります。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
保安林の整備							水産林業課
林業生産基盤の整備							水産林業課
特用林産物の消費拡大のための生産活動の実施							水産林業課
森林空間の観光・交流資源としての活用の検討							水産林業課

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標1 魅力あふれる農林水産業の振興

3 水産業の振興

基本方針

水産業の振興を図るため、漁港をはじめとする生産・生活基盤の整備を進めるとともに、資源管理型漁業の推進や地産地消の推進、水産物のブランド化による新たな販売ルートの確保など、経営安定化と後継者の育成に努めます。

10年後のまちの姿

- 資源管理型漁業の推進などにより、安定した漁獲量が確保されています。
- 生産・生活基盤が整備され、高齢者にもやさしい施設・環境がつくられています。
- 漁業に夢が持て、後継者が育っています。

現状と課題

本市における水産業は、瀬戸内海沿岸を中心に行われており、近年、漁業就業者の減少や高齢化が進むとともに、漁場環境の悪化や水産資源の減少、さらには輸入水産物の増加による魚価の低迷など、水産業を取り巻く環境は年々厳しさを増しています。

こうした中、経営基盤や指導体制を強化するため、光・牛島の両漁業協同組合は、平成17年8月1日に山口県漁業協同組合として合併し、それぞれ光支店、牛島支店として新たにスタートしましたが、水産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況になっています。

このため、引き続き、後継者の育成に努めるとともに、中間育成や放流などによる「つくり育てる漁

業」と水産資源を保護・管理しながら漁獲量の安定化を図る「資源管理型漁業」の推進、さらには、新たな販売ルートの確立や地産地消の推進などに努める必要があります。

漁業生産活動の基盤となる漁港整備については、昭和33年から順次整備を続けてきましたが、近年、台風による高潮の被害を受けていることから、自然災害に強い安全な漁港施設の強化、高齢化に対応した就労環境の改善、利用目的に応じた漁港施設用地など、計画的な整備が必要です。

また、海洋レジャーの人気の高まる中、近年増加しているプレジャーボートとの利用調整を図り、適正な漁港施設の維持管理や利用に努める必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①地元産水産物の市内消費率 (H17.9)	35.0%	40.0%	45.0%
②新規就業者数 (5ヶ年の累計)	1人	5人	10人

施策展開の方向

水産業の振興

- ◇生産・生活基盤の整備
- ◇経営の安定化
- ◇後継者の育成
- ◇資源管理型漁業の推進

(1) 生産・生活基盤の整備

漁港整備計画に基づき、漁業生産活動の拠点として、光・牛島漁港の施設の整備に努めるとともに、関係者との協議により、プレジャーボート等との漁港内の適正な利用計画の調整を促進します。

また、海岸保全施設整備事業の推進により、高潮対策のための護岸整備や養浜事業を展開し、災害に強い漁村環境の創出に努めます。

(2) 経営の安定化

漁業振興基金の有効活用や漁業近代化資金の利子補給により、漁業経営の安定化を図るとともに、山口県漁業協同組合光支店・牛島支店の組織の強化と活性化を促進します。

また、地元産水産物の消費拡大のため、新たな販売ルートの確保や、加工品づくりやブランド化による付加価値向上の検討を進めるとともに、「さ

かなまつり」などの開催を通じて、魚食普及活動や地産地消の推進に努めます。

(3) 後継者の育成

漁港整備などによる漁業就労環境の改善と向上に努め、新規就業者の確保や高齢者にやさしい就労環境の実現に取り組みます。

また、青壮年部や女性部活動への支援を通じ、後継者確保と意欲ある人材の育成に努め、漁業技術や文化の伝承など高齢者に生きがいがある漁業活動の場づくりを進めます。

(4) 資源管理型漁業の推進

資源管理型漁業の推進により、持続的な漁場利用と水産物の安定供給に努めるとともに、光・熊毛地区栽培漁業センターによる水産種苗の中間育成放流事業への支援を通じて、つくり育てる漁業の推進を図ります。

主要な施策・事業例

	前期					後期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
光・牛島漁港の施設整備の促進							水産林業課
海岸保全施設整備事業の推進							水産林業課
加工品づくり・ブランド化の推進	検討						水産林業課
魚食普及活動・地産地消の推進							水産林業課
ブルーツーリズムの推進							水産林業課 商工観光課
漁業就労環境の改善							水産林業課
新規就業者の確保など後継者の育成							水産林業課
資源管理型漁業による漁獲物の安定的な確保							水産林業課

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標2 活気ある商工業の振興

1 商業・サービス業の振興

基本方針

市民の利便性を高める商業・サービス業の振興を図るため、地域の特性を活かした魅力ある商店会の育成をはじめ、商工会議所や商工会との連携のもと、商業経営の近代化を図るとともに、消費者ニーズに対応した商業の振興に努めます。

また、超高齢社会における消費生活の利便性を高めるため、周辺地域における商業振興や多様化と個性化が進む市民ニーズに対応した多様なサービス業の振興に努めます。

10年後のまちの姿

- 商業機能が強化され、市民生活の利便性が向上しています。
- 地域のふれあいを大切に、魅力ある商店が増加しています。
- 商店相互の連携が活発化し、商業振興が図られています。

現状と課題

近年、ライフスタイルの変化を背景に消費者ニーズの多様化、個性化が進むとともに、規制緩和の拡大や情報技術の進歩、まちづくり三法の見直しなどにより、流通構造・買物環境が大きく変化しています。

本市の商業は、都市形成の歴史的経緯や地理的制約により、商店会が各地区に分散するなど、核となる商業ゾーンが形成されないまま推移してきましたが、隣接する下松市への大規模な商業集積が進むとともに、市内にも平成7年の浅江地区への大型店の進出を契機として中核的な商業ゾーンが形成されつつあるとともに、平成13年に島田地区と浅江地区、平成14年に室積地区にショッピングモールが相次いで進出するなど、商業を取り巻く環境は、近年、大きく変化しており、都市政

策を含めた商業政策の展開が求められています。

こうした商圈の再編が進む一方で、各地域における商業環境は、経営者の高齢化や後継者不足による小売商店の廃業、さらには地域のスーパーが撤退するなど、既存の中小小売商業者を取り巻く経営環境はさらに厳しく、市民生活への影響も懸念されています。

こうした地域における生活環境の変化は、特に高齢者など、交通弱者の買物における利便性はもとより、地域の活力をも低下させており、今後は、商工会議所・商工会との連携のもと、商店会相互の交流・連携を深めるとともに、商業者と消費者との交流などを通じて消費者ニーズに対応した商業の振興に努め、地域の活力を維持する必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①年間商品販売額（卸売業・小売業）	894 億円	900 億円	910 億円
②事業所数（卸売業・小売業）	631 事業所	維持	維持
③従業者数（卸売業・小売業）	3,741 人	3,800 人	3,900 人

※指標①②③ 平成16年度商業統計調査（①は4月～3月、②③は6月1日）

施策展開の方向

商業・サービス業の振興

- ◇魅力ある商店の育成
- ◇商業経営の近代化の促進
- ◇サービス業の育成

(1) 魅力ある商店の育成

商工会議所や商工会と連携しながら、各地区における魅力ある商店の育成と連携強化を推進するとともに、地域の特性を活かした高齢者など交通弱者にもやさしい魅力ある商業環境の形成を進め、地域商業の体質強化と活性化を促進します。

また、中核商業ゾーンの形成に努め、都市計画を視野に入れた施策を推進するとともに、地域におけるイベントの実施や地元商店での購買を促進することにより、機能分担と連携・交流による市域全体の商業機能の高度化と地域活性化を進めます。

また、商店会相互の組織化や法人化を促進するとともに、「ほっとショップひかり」など、高度情報通信基盤を活用した新たなサービスや各店舗の情報化を進め、商業経営の近代化と拡販への新たな取組みの支援に努めます。

さらに、商工会議所等が行う相談業務等への支援を通じて、新規起業家や将来の商業を担う人材の育成を図り、多様で活力ある商業の振興に努めます。

(2) 商業経営の近代化の促進

地域における商工業振興の中心的役割を担う商工会議所及び商工会による指導体制の強化を進めるとともに、専門家による経営診断や経営指導を進め、経営能力の向上と経営体質の改善に向けた指導・相談の充実、さらには、融資制度の展開による商店や商店会の経営支援に努めます。

(3) サービス業の育成

商工業分野の情報化を促進するための情報サービス業やリース業など、事業所サービス業の育成を支援することにより、地域経済の活性化を促進します。

また、超高齢社会における市民ニーズに対応した福祉サービス業や生活支援サービスなど、多様なサービス業の育成と振興に努めます。

主要な施策・事業例

	前期					後期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
地域と一体になった魅力的な商業空間の形成							商工観光課
地域の特色ある商業活動・イベントの支援							商工観光課
高齢者等の購買活動支援対策の推進	検討						商工観光課
中小小売商業者の経営能力向上・体質強化の支援							商工観光課
後継者の育成と人材確保の支援							商工観光課
各種融資制度、相談体制の整備							商工観光課
商業団体等との連携強化							商工観光課
サービス業育成の支援							商工観光課

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標2 活気ある商工業の振興 2 工業の振興

基本方針

活力ある地域社会を形成するため、鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の一層の振興を支援するとともに、地場企業の高度化をはじめ、多様な工業の創出や中小企業の育成・強化を支援することにより、地域工業の振興に努めます。

また、道路網の整備や工業用水の安定供給など、基盤整備の推進に努めます。

10年後のまちの姿

- 鉄鋼・薬品の2大基幹工業を中心に地域工業全体が発展を続けています。
- 企業間の交流が活性化し、多様な工業の振興が図られています。

現状と課題

本市の工業は、鉄鋼・薬品の世界をリードする2大企業を中心に発展を遂げてきましたが、経済のグローバル化に伴う国際競争の中で、グループ工場の再編、分社化、資本提携などが進められ、それぞれの中核を担う工場としてさらに大きく躍進を続けており、本市の発展にも多大な貢献を果たしています。

また、周防工業団地や大和工業団地への新たな企業進出も進んだ結果、製造品出荷額は増加傾向にあり、平成17年には4,100億円を超えるまでに成長し、県内第7位と好調な状況ですが、事

業所数、従業者数はともに減少傾向にあるなど、依然として厳しい経済環境が続いています。

このため、今後とも、鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の振興を支援するとともに、異業種交流などの企業間交流や人材の育成などによる技術力の向上や地元企業の体質強化に向けた経営支援や金融制度等の拡充が必要となっています。

また、工業構造の多様化と総合的な工業力を高めるとともに、就労機会の拡大や雇用の安定のため、幅広い分野からの企業誘致や新たな業種の起業化を推進することが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①年間製造品出荷額等	4,160億円	4,350億円	4,500億円
②「中小企業の支援」に関する満足度	6.6%	10.0%	20.0%
③「地場産業の振興」に関する満足度	6.4%	10.0%	20.0%

※指標① 平成17年度工業統計調査(1月～12月)

指標②③ 市民アンケート調査

施策展開の方向

工業の振興

- ◇基幹工業と地域工業の振興
- ◇新しい工業の創出と企業誘致の促進
- ◇基盤整備の推進

(1) 基幹工業と地域工業の振興

鉄鋼・薬品を中心とした基幹工業の振興を支援するとともに、企業と連携のもと、転勤者等に対するきめ細かな行政情報の提供などの支援に努めます。

また、商工会議所・商工会等との連携のもと、中小企業の組織化、協業化、技術交流等を促進し、経営の近代化を図るとともに、経営診断や経営相談による生産技術の高度化等の支援に努めます。

(2) 新しい工業の創出と企業誘致の促進

工業構造の多様化を図るため、異業種交流、融合化等の事業活動を促進し、新規工業の育成を支援するとともに、高度情報通信基盤を活用したSOHO など新分野における起業化への支援に努めます。

また、「光市企業誘致推進協議会」をはじめ、関連企業や関係団体等との連携のもと、幅広い分野、業種の企業誘致の推進に努め、企業や業界団体への情報提供と立地情報の収集に努めます。

(3) 基盤整備の推進

物流の基幹となる道路網の整備促進や、工場用水の安定的供給など基盤整備に努めるとともに、山陽自動車道熊毛インターチェンジへのアクセスに優れた周防・大和工業団地周辺等における新たな工業団地の可能性について、中・長期的視点から調査・研究を進めます。

また、住工近接地域においては、工場緑化の推進や周辺環境の整備を促進するとともに、住工分離の促進に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
基幹工業への支援							商工観光課
地場産業の高度化支援							商工観光課
新しい工業の育成支援							商工観光課
起業化の支援							商工観光課
企業誘致の推進							商工観光課
道路網の整備							土木課 都市整備課
工場用水の安定的供給							水道局
住工分離の促進							都市整備課
新たな工業団地の検討	検討						商工観光課

重点目標4 優れた価値を生み出すために

個別目標3 働く環境の充実

基本方針

全ての勤労者が自己の能力を十分に発揮し、生きがいをもって、安心して働ける労働環境を創出するため、雇用に関する相談窓口や情報提供の充実など、関係機関との連携のもと雇用の確保と安定に努めます。

また、中小企業勤労者の福利厚生の充実を図るとともに、職業能力の開発のため、職業訓練、技能取得の機会の拡充を図ります。

10年後のまちの姿

- 関係機関との協力のもと、雇用機会が拡充されています。
- 労働環境が整備され、全ての労働者がいきいきと働いています。
- 若者や高齢者、女性、障害者等の雇用機会が拡大されています。

現状と課題

わが国の経済は、長期にわたる景気低迷を脱し、回復傾向を示していますが、若年者の失業率が高い水準で推移し、短時間労働者や派遣労働者などの非正規雇用が増加するなど、雇用情勢や就労形態を取り巻く環境は、依然として厳しい情勢が続いています。

また、少子高齢化の進行や女性の社会進出の増加など社会環境が変化しており、若者の自立の促進に向けた就業機会の確保、女性が能力を発揮できる働きやすい就業環境づくり、働く意欲のある高齢者の豊かな経験や技能の活用、さらには、障害者の雇用機会の拡大など、働く環境の充実

に向けた総合的な対応が求められています。

本市では、これまで若者やホームページによるUJIターン希望者への幅広い情報提供や、シルバー人材センターを中心とした高齢者の就業機会の確保に努めてきましたが、引き続き、関係機関と連携しながら、就労機会の拡大や雇用の安定に向けた総合的な取組みを展開することが必要です。

また、中小企業における勤労意欲の高揚、勤労者の定着化、雇用の促進を図るため、勤労者福祉共済制度や中小企業退職金共済制度等の普及に努めるとともに、勤労者の福利厚生の向上に努める必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①「企業誘致・雇用の確保」に関する満足度	8.0%	15.0%	30.0%
②年間有効求人倍率（年度）	1.19倍	1.25倍	1.30倍
③光市シルバー人材センター会員数（年度）	853人	1,100人	1,300人

※指標① 市民アンケート調査

指標② 下松公共職業安定所管内

施策展開の方向

働く環境の充実

- ◇雇用の確保と安定
- ◇勤労者の福利厚生の充実

(1) 雇用の確保と安定

関係機関との連携のもと、雇用に関する相談窓口や就労・雇用に対する情報提供の充実に努めるとともに、勤労者の能力向上のための職業訓練や技能修得の機会の拡充に努めます。

また、関係機関との連携のもと、雇用に関する相談や就労・雇用に関する情報提供を充実し、若者をはじめ、女性や高齢者、障害者に対する雇用の拡大を促進するとともに、IT講習など、職業能力の開発と向上に向けた職業訓練や知識習得機会の拡充に努めます。

さらに、UJIターン総合窓口の充実を図り、UJIターン希望者等への積極的な情報提供に努めます。

(2) 勤労者の福利厚生 of 充実

勤労者福祉共済制度や中小企業退職金共済制度などの普及や、労働福祉金融制度の充実など、中小企業勤労者の福祉の向上と生活の安定に努めるとともに、各種労働団体が行う労働福祉事業、勤労者育成事業等への支援に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
雇用に関する相談窓口の充実						→	商工観光課
就労・雇用に対する情報提供の充実						→	商工観光課
高齢者、女性、障害者等に対する雇用対策の充実						→	商工観光課
職業能力開発の支援充実						→	商工観光課
中小企業向け各種共済制度の普及促進						→	商工観光課
労働福祉金融制度の充実						→	商工観光課
労働福祉事業、勤労者育成事業等の支援						→	商工観光課

重点目標5 地域の魅力を活かすために

個別目標1 魅力を活かした地域活性化

1 地域資源を活かした観光振興

基本方針

「光市観光基本構想」に基づき、本市観光資源の再評価と再構築を進め、昨今のトレンドやニーズを捉えた観光資源のネットワーク化や、自然・歴史資源等の未整備観光資源の積極的な掘り起こしと活用により、新たな光ブランドを創造する戦略的な観光施策を展開し、通年型の観光地としての魅力を高め、地域活性化を推進します。

10年後のまちの姿

- 光市の魅力を感じるため、多くの人が訪れています。
- 多彩な観光資源の中から、観光客がテーマに応じた観光メニューを選択できる観光地づくりが進んでいます。
- 市民のホスピタリティが向上し、観光客と地域との交流が盛んになっています。

現状と課題

近年、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、自分らしさ求める傾向が強まっており、従来の団体中心の「見る」観光から、個人・小グループを中心とする「食べる」「遊ぶ」「学ぶ」「滞在する」参加体験型の観光へと大きく変化しています。

また、観光の原点は、ただ単に名所や風景などの「光を見る」ことだけではなく、地域に住む人々がその地に住むことに誇りをもつことができ、幸せを感じられることによって、その地域が「光を放ち」、訪れる人々が「光を感じる」ことにあると言われており、地域の個性と魅力を活かした、訪れる人の心を打つ観光の創出と振興が求められています。

本市には、白砂青松の室積・虹ヶ浜海岸があり、西日本屈指の海水浴場として多くの人々が訪れているとともに、周防橋立と称される象鼻ヶ岬や数々

の史跡を残す石城山、そして、日本の歴史公園100選に選定された初代内閣総理大臣伊藤博文公の生家等がある伊藤公記念公園など、自然や歴史に育まれた多くの観光資源が存在しており、中でも、春には多くの観梅客で賑わう梅の里を中心とした冠山総合公園は、年間を通じた観光の拠点ともなりつつあります。

しかしながら、こうした観光資源は十分な活用がされておらず、また、資源相互のネットワークが図られていない状況であり、地域の特色あるイベント開催に加え、「自然環境」や「第二奇兵隊」などのテーマで結ぶ観光資源のネットワーク化や、石城山神籠石など新たな観光素材の発掘・創造、ブランド化、ホスピタリティの向上などにより、多様な観光ニーズに対応していく必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①観光入込客数（年間）	775千人	900千人	1,000千人
②宿泊観光客数（年間）	75千人	90千人	100千人
③「観光の振興」に関する満足度	13.0%	20.0%	30.0%

※指標③ 市民アンケート調査

施策展開の方向

地域資源を活かした観光振興

- ◇観光資源の創出とネットワークの形成
- ◇光ブランドイメージの創出と観光PRの推進
- ◇特色ある祭りやイベント等の振興

(1) 観光資源の創出とネットワークの形成

冠山総合公園、伊藤公記念公園などの観光拠点の活用を促進するとともに、虹ヶ浜・室積海岸など豊かな自然、そして第二奇兵隊や石城山神籠石など歴史をテーマにした総合的な観光振興を図るため、関連施設や周辺環境の整備充実に努めます。

また、観光案内所などの観光拠点や観光資源のネットワーク化を図り、潜在する観光資源を掘り起こすとともに、観光ボランティアの育成や市民による観光応援団の設立や観光事業者等との連携による推進体制の充実など、本市の魅力を満喫できる観光振興に努めます。

さらに、観光客のリピーター化により交流人口の増加を目指すとともに、観光関係者の主体的な取り組みを促進し、観光関連産業の育成と活性化に努めます。

(2) 光ブランドイメージの創出と観光PRの推進

豊かな自然環境・歴史資源の活用や地域のアイデンティティを高めるとともに、光ブランドイメージの創出のための検討を行います。

また、観光資源やイベント等を県内外に周知するため、ホームページの充実、観光案内看板や観光ガイドブック等の整備を推進するとともに、各種マスメディアを活用した積極的な情報発信を展開します。

(3) 特色ある祭りやイベント等の振興

市のイメージアップと観光客の増加を図るため、スターライトファンタジー、光花火大会など地域資源を活かした特色あるイベント等を展開するとともに、伝統的な祭りや風物詩の振興とPRにより、市内外から集客の増加を図ります。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
観光情報の発信							商工観光課
観光拠点・観光案内所の整備	検討						商工観光課
新たな観光資源の開発・整備	検討						商工観光課
観光ビジネスの育成・支援		検討					商工観光課
ボランティアガイドの育成・支援							商工観光課
観光応援団制度の創設	検討						商工観光課
光ブランドイメージの創出	検討						商工観光課
観光モデルコースの開発	検討						商工観光課
広域観光ネットワークの充実							商工観光課
海水浴場の整備・充実							商工観光課
海水浴場集客向上対策の推進							商工観光課
通年型イベント（花・歴史）の開催	検討						商工観光課 都市整備課
観光資源のネットワーク化の推進	検討						商工観光課

重点目標5 地域の魅力を活かすために

個別目標1 魅力を活かした地域活性化 2 交流と定住のまちづくり

基本方針

地域資源を活用した生活体験の創出や一定期間の交流滞在から定住へと進む仕組みづくりなど、多様な受け皿を創出するとともに、人口定住に関する総合的なサポート体制の構築と全国に向けた情報発信を展開します。

また、「おっぴ都市推進プラン」の展開による子育て世代の定住を促進するとともに、「自然敬愛都市推進プラン」などの展開により地域の魅力を高め、交流人口の増加を目指します。

10年後のまちの姿

- 本市の魅力を活かした交流機会が創出され、定住が進んでいます。
- 定住促進のための体制や定住者と地域とのネットワークが構築されています。
- 交流人口が増加し、人々のふれあいが盛んな活気にあふれたまちになっています。

現状と課題

人口減少は、消費をはじめとした経済活動の停滞をもたらし、保険や年金などの社会保障制度の維持が困難になるとともに、高齢化の進行ともあいまって、自治会活動や地域の祭りといった地域コミュニティが維持できなくなるなど、地域社会全体の活力の低下につながる重大な問題であり、定住人口や交流人口の増大に向けた取組みが大きな課題となっています。

本市では、これまで若者やUJIターン希望者を対象とするUJIターン情報のホームページを作成し、幅広い情報の提供に努めてきましたが、団塊世代の大量退職などに伴い、ふるさとへの定住を含め、セカンドライフを地方で過ごしたいという意識が高まりを見せており、こうした時代の潮流を的確に捉えた定住対策の促進が求められています。

特に、同世代は、高度な知識や経験を有するとともに、多様な価値観を持ち、趣味や志向も多岐にわたり、画一的な施策では効果的な定住促進は望めないことから、本市の持つ有位性を活かした多様な受け皿づくりと、地域を巻き込んだ総合的なサポート体制を構築する必要があります。

また、少子社会において、若者を対象とした人口定住の促進が大きな課題となっていますが、今後、大規模な企業誘致等による人口の増加が見込めない中で、本市の大きな有位性である「おっぴ都市宣言」によるまちづくりなどにより、子育て世代の定住を促進するとともに、他に類のない素晴らしい自然環境を活かしたまちづくりの推進等による交流人口の増加と地域の活性化を進める必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①転入者数(年間)	1,862人	1,900人	2,000人
②今後もずっと光市で暮らしたいという人の割合	69.6%	75.0%	80.0%
③(仮称)光市出身者の会の会員数	—	増加	増加

※指標① 山口県人口移動統計調査 指標② 市民アンケート調査 指標③ 光市出身者の会(今後設立予定)

施策展開の方向

交流と定住のまちづくり

- ◇地域の魅力を活かした多様な定住対策の促進
- ◇地域の特性を活かした多様な交流機会の創出

（1）地域の魅力を活かした多様な定住対策の促進

団塊の世代などをターゲットとして、地域の魅力を活かした特色ある定住促進策や交流機会を創出するとともに、光市の住みよさをPRし、二地域居住など光市への定住へつなげます。

また、子育て世代を中心とした定住促進を図るため、『ひかり未来戦略』の一つである「おっばい都市推進プラン」を積極的に推進します。

こうした施策に加えて、定住に必要な基本的情報の一元化や受け入れ態勢の整備など、定住希望者への総合的な支援体制を構築するとともに、ホームページ等を活用した積極的な情報発信に努めます。

（2）地域の特性を活かした多様な交流機会の創出

観光振興による交流を促進するとともに、地域の特性を活かしたまちづくりを推進することにより、交流人口の増加と地域や経済の活性化を推進します。

また、本市における交流の核ともなっている冠山総合公園の充実や三島温泉健康交流施設及び特産品直売施設との連携を促進することにより、交流人口のさらなる増加と回遊性の向上に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
地域における受入れ体制づくり	検討>	実施					企画情報課
（仮称）出身者の会等による人的ネットワークの構築							企画情報課
定住相談窓口の設置	検討>	実施					企画情報課
定住希望者等への情報提供	検討>	実施					企画情報課 商工観光課